

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

出席委員（12名）

委員 長	飯 阪 光 典	副 委 員 長	埤 田 英 伸
委 員	大 浦 まさし	委 員	友 田 博 文
委 員	原 重 樹	委 員	森 久 住
委 員	山 本 秀 明	委 員	大 坪 靖
委 員	阿 部 博	委 員	岡 田 勉
委 員	小 林 昌 子	委 員	松 田 義 人

欠席委員（なし）

オブザーバー（2名）

議 長	関 戸 繁 樹	副 議 長	吉 川 茂 樹
-----	---------	-------	---------

説明のため出席した者の職氏名

市 長	辻 宏 康
副 市 長	森 吉 豊
副 市 長	吉 田 康 人
教 育 長	大 槻 亮 志
参 与	並 木 敏 昭
危 機 管 理 部 長	山 本 文 昭
市 長 公 室 長	前 田 正 和
総 務 部 長	土 本 修 一
市 民 生 活 部 長	立 花 達 也
都 市 デ ザ イ ン 部 長	林 田 勝 巳
都 市 デ ザ イ ン 部 理 事	千 田 和 人
会 計 管 理 者	近 藤 眞 理
行 政 委 員 会 総 合 事 務 局 長	藤 原 美 津 子
教 育 次 長 兼 生 涯 学 習 部 長	辻 公 伸

備考 各次長級以下の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 井 阪 弘 樹
総務課長補佐 上 岡 繁

次長兼総務課長 藤 原 準
総務課議事調査係主事 香 山 幸 輝

(午前10時00分開会)

◎開議宣告

○飯阪光典委員長 おはようございます。

委員の皆様には御出席をいただき、誠にありがとうございます。

開会に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。

今回、委員長に不肖私、飯阪が、また副委員長に埤田委員が選任されました。委員会の円滑な運営に務めてまいりたいと思いますので、委員皆様には御協力賜りますようお願い申し上げます、御挨拶とさせていただきます。それでは、着座させていただきます。

ただいまの出席委員は全員出席しておりますので、これより決算審査特別委員会を開催いたします。



◎市長挨拶

○飯阪光典委員長 ここで、市長の挨拶を願います。

辻市長。

○辻 宏康市長 皆様、おはようございます。

決算審査特別委員会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

飯阪委員長、埤田副委員長をはじめ委員の皆様方には御出席をいただき、また関戸議長、吉川副議長に御臨席いただいておりますことに心からお礼を申し上げます。

本日御審査いただきます案件は、さきの議会で本委員会に御付託いただきました令和5年度和泉市一般会計決算、5特別会計決算、5企業会計決算でございます。

何とぞよろしく御審査をいただき、御認定賜りますようお願い申し上げます、誠に簡単ではございますが、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願います。

○飯阪光典委員長 市長の挨拶が終わりました。



【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

◎委員会審査

○飯阪光典委員長 それでは、これより議事に入ります。

本委員会の案件は、お手元に御配付いたしておりますとおり、過日の第3回定例会において付託されました令和5年度和泉市一般会計決算、特別会計決算、企業会計決算の認定9件を御審査願います。

なお、本各件の提案説明は上程された際に終わっておりますので、これを省略いたします。

ここで理事者の方に申し上げます。発言の際には、必ず委員長の許可を得た後に、職、氏名を述べてから答弁を願います。また、答弁につきましては、特に各委員より経過説明を求める発言がない場合、経過を省略し、質問の内容をよく理解の上、端的に答弁をいただきますよう切にお願いいたします。

あわせて、委員の皆様には、質疑の際、初めに全ての質問項目、ページ数を述べられた後、順次質疑いただきますようお願いいたします。

なお、決算の審査方法につきましては、認定第1号から第9号までの9件の質疑を先に行い、一括して討論、採決といった方法になりますので、委員並びに理事者の方にはよろしくお願いいたします。



◎認定第1号 令和5年度和泉市一般会計決算認定について

○飯阪光典委員長 議事第1、認定第1号 令和5年度和泉市一般会計決算認定についてを議題といたします。

本日は、一般会計の歳出のうち、第1款議会費、第2款総務費の審査を願います。

質疑の発言はありませんか。

原委員。

○原 重樹委員 原です。

まず、議会費はないですけども、総務費のほうでまず115ページの職員給与の問題、それから127ページ、資料室運営委託料、それから129ページ、総合生活相談委託料、それから同じく129ページですけども電子入札の問題、それから135ページの基幹系システム利用料の問題、それから155ページのマイナンバーカードの問題、以上です。

それでは、最初に職員給与の問題からお願いをしたいというふうに思いますけれども、こ

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

の職員給与に関連して、もう全体の話として職員の数の話を答えていただきたいというふうに思いますけれども、増やせということを何度も言い続けてきた中身なんですけれども、まず最初に、令和5年度の決算ということになります、前年度と比べてどういうふうになったか、補正もあれば臨時もあると思いますので、その辺のちょっと説明をお願いいたします。

○飯阪光典委員長 奥人事課長。

○奥 信介市長公室人事課長 人事課長の奥です。

令和4年度につきましては、正職員が1,089人、任期付職員が27人、再任用職員が68人、会計年度任用職員が689人で、合計1,873人でした。それに対しまして令和5年度は、正職員が1,088人、任期付職員が24人、再任用職員が69人、会計年度任用職員が712人で、合計1,893人となっております。

以上です。

○飯阪光典委員長 原委員。

○原 重樹委員 これは人数だけの話ですけども、会計年度任用職員は多少増えてますけども、正職員は減らしてるというような状況です。

次に、今までからやり取りしてきた中で、大阪府内の自治体の中でも非常に、基準で多分1,000人当たりだと思いますが、職員が少ないということを今までも明らかにしてきたんですけども、その点では今、この令和5年度で結構ですけども、どうなってるでしょうか。

○飯阪光典委員長 奥人事課長。

○奥 信介市長公室人事課長 人事課長の奥です。

本市の普通会計一般行政部門の職員数は令和4年度、令和5年度ともに人口1,000人当たり4.0人で変わりなく、令和5年度の大阪府内の政令都市を除く市平均が4.4人、類似団体の平均が4.5人であるため、他団体と比較しますと職員数は少ないほうになります。

また、大阪府内の順位でいいますと、府内31市のうち4番目に職員数が少ないという市になります。

以上です。

○飯阪光典委員長 原委員。

○原 重樹委員 分かりました。

今1,000人当たりのあれで比べてますので、何、何人というようなやつで、これ、簡単に言うと、0.5人違えば18万人ですからね、人口ですから。90人違うというか、ざっと言えばですよ。府内のそういう平均等々から比べればそのぐらいいまだ改めて少ないということでの

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

認識をきちっとしてもらおうようにお願いをしたいと思います。

次に、じゃ残業時間のほうの推移はどうなってるでしょうか。

○飯阪光典委員長 奥人事課長。

○奥 信介市長公室人事課長 人事課長の奥です。

時間外勤務の時間数につきまして、市全体で令和4年度は12万1,281時間であったことに對しまして、令和5年度は12万663時間であったため、618時間、約0.5%減少しております。

以上です。

○飯阪光典委員長 原委員。

○原 重樹委員 0.5%減少したということなんですけども、これもずっと聞いてたんであれなんですけども、その年その年の事業の中身がいろいろありますから、0.5%減ったからいうてほんまに減ってんかいなという状況でそれはあるんだろうというふうに思いますけれども、じゃ今後どうしていこうとしてるのかですね。増やしていくということでもいいのかどうか、その辺の今後のちょっと考えをお聞かせください。

○飯阪光典委員長 奥課長。

○奥 信介市長公室人事課長 人事課長の奥です。

市民サービスの充実と職員の負担軽減を図るため、令和6年度は令和5年度と比較して事務職を中心に8人の増員を行い、1,096人となっております。また令和7年度に向けまして、技能労務職を除く一般行政職につきましては退職を上回る採用を予定しており、増員する予定となっております。

今後につきましては、社会情勢に応じて適正かつ円滑に行政運営ができる職員数を確保してまいりたいと考えております。

以上です。

○飯阪光典委員長 原委員。

○原 重樹委員 社会情勢に応じてという言葉尻を、揚げ足を取るわけやないですけども、社会情勢ほんまに、あるいは大阪府内の情勢を含めて応じてたら、府内でさっき4番目と言いましたかね、下から。というような状況には、職員がこれだけ少ないというような状況にはなっていないだろうというふうに思います。ただ今回、今まで何度も聞いてますけど、増やしていく発想をストレートに答弁もらったことはなかったんで、その点では評価しますが、まだまだ少ない人数で、増やしていくべきだということは、これは申し上げておきたいというふうに思います。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

ついでに職員の問題なんで、これ予算のときにはいわゆる人事制度の改正をするというか、整備するというので、大問題といいますか問題にしてみましたけれども、そのことも、117ページには人事制度整備事業もあるんですけども、もう職員問題で、この中でその点をまず内容について簡単に結構ですので教えてください。

○飯阪光典委員長 奥課長。

○奥 信介市長公室人事課長 人事課長の奥です。

まず、令和5年度に取り組みました人事給与制度改革の中身や趣旨についての趣旨でございしますが、職員の意欲、能力、成果を適切に処遇に反映することで職員がやりがいを持って業務に取り組める環境を整えるというもので、具体的な取組といたしましては、職務給の原則を徹底したメリ張りのある給料表の導入や、管理職になる魅力を高めるための管理職手当の増額、市内居住者の増加に向けた住居手当の市内居住インセンティブの導入、人材確保に向けた初任給水準の引上げ、公正公平な人事評価制度の構築に向けた見直しなどに取り組んだものでございます。

以上です。

○飯阪光典委員長 原委員。

○原 重樹委員 そういうことでやってきたというか、やってるわけですけども、これの評価についてはどういうふうの評価しているのか、その点の答弁をお願いします。

○飯阪光典委員長 奥課長。

○奥 信介市長公室人事課長 人事課長の奥です。

まず、初任給基準の引上げに関しましては、令和5年度と令和6年度の採用募集で比較しますと、事務職の申込者数が100人程度増加してございます。また市内居住インセンティブの導入につきましては、新規住宅手当の受給者の市内居住者の割合が30%程度から70%程度に増加しておりますため、これら改正につきましては効果があったものと考えてございます。

一方、メリ張りのある給料表の導入につきましては、職員の給与制度への納得感や職員の意欲、能力が指標になると思われまますものの、効果が目に見えて現れにくいことや効果が現れるまで長期間を要するため、現時点では評価できてございません。

以上です。

○飯阪光典委員長 原委員。

○原 重樹委員 日本一高い初任給みたいなやつで話題になりましたけども、私から言わすとだましみたいなもので、後が大変やと。早く役職まで上ってこんかいみたいな話の給与制度

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

になってるというふうに思いますけどもね。

もう一つのほうは、評価するにはちょっと期間といいますか、それが足りない。今後、もうちょっと効果が現れるまでというような話がありますけど、多少聞いてるやつでは、とにかく細かくて分からんという人もおるんですよ、中身がね。それはそういうふうにしてるんかどうかわかりませんが、分からん。だからはっきり言うて、本人がよく分からん。私はここが悪かったからこれだけ下がったとか、こういうことで頑張ったから上がったとか、給与の話ですよ。というようなことがはっきり言ってきちっと認識できないような細かさみたいなことを、全部知ってるわけやないですからあれですけども、言ってる職員もおりますけど、今後、こうした効果をどういうふうに評価、測定していったら、これ仮に効果ないというんだったら元に戻す気もあるのかどうか、最後、そこだけお聞かせください。

○飯阪光典委員長 奥課長。

○奥 信介市長公室人事課長 人事課長の奥です。

新制度が始まったところでありますため、まだ効果測定はできておりませんが、今後、職員の昇任意欲ややりがい、給与制度への納得感などにつきまして職員アンケートを実施することを予定しております。

なお、本制度改革は長期間かけて職員の意識改革を促すことを目的としておりますため、仮に短期的な職員アンケートの結果が芳しくなくても、抜本的に元に戻すということではなく、新制度をベースに改善を図っていきたいと考えております。

以上です。

○飯阪光典委員長 原委員。

○原 重樹委員 これは予算のときにも相当この問題は言いましたので、それそのものの中身というのはもう言いませんけども、改善を図っていくという、新制度をベースにと行ってますから、改善を図ったら余計ややこしくなって本人らにはさっぱり分からんというような話にはならないように、それぞれがやっぱり認識できるような形というのは、これは当然必要だと思しますので、この制度そのものを反対してきましたからその中身は詳しくは言いませんけどもね。ということで、アンケートもすると言ってますから、その辺はよく職員の声も聞いてほしいということは申し上げておきます。

職員の給与、人数問題については、もうこれで終わります。

次に、資料室関係なんですけど、127ページですね。

まず、委託先と、その簡単で結構です、内容について教えてください。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

○飯阪光典委員長 高島人権・男女参画室人権文化センター所長。

○高島 郷総務部人権・男女参画室人権文化センター所長 人権文化センター所長の高島です。

資料室運營業務の委託先は特定非営利活動法人ダッシュです。

事業内容につきましては、資料室の日常運営のほか、人権問題全般に関する啓発講座や企画展など、また原爆展や識字展、ハンセン病などの特別企画展の開催などを行っており、これらの事業を実施するに当たっての委託料となっております。

以上です。

○飯阪光典委員長 原委員。

○原 重樹委員 これもずっと取り上げてきてますので、実質的には人件費補償やいうて言い切ってやってますけども、それはそれとしまして、資料室の話もなんでちょっとこれに絡んでということで質問したいんですけども、これのいわゆる多世代交流センターかな、名前が正しいかどうか。多世代交流センターも含めて市営住宅等の両方で入札が不調になったということで、そればかりが簡単に言うたら大きな話として出てきてますけども、確かめておきたいのは、多世代交流のこの施設、大体20億円ぐらい云々と言ってますけども、そのほかに2億円程度の工事等々を発注するというようなことも聞いてるんですけども、これは以前、委員会協議会の何かでもちょっと報告があったと思うんですけども、これについては事実なのかどうかを含めまして、その辺2億円なのか、事業費が分かればまた教えてほしいんですけども、その辺をちょっと説明願います。

○飯阪光典委員長 高島所長。

○高島 郷総務部人権・男女参画室人権文化センター所長 人権文化センター所長の高島です。

人権資料室につきましては、デザインビルド事業とは別で整備を進めることから、デザインビルド事業には含まれておりません。今後、展示等基本計画の策定、基本計画に基づいて展示物の内容を決定の上、展示物を作成し、運営面と平行して人権資料室の整備を進めてまいりますので、現時点での整備に係る費用は未定です。

以上です。

○飯阪光典委員長 原委員。

○原 重樹委員 デザインビルドは別でということなんですけど、何で2億円と私言うたかというたら、約の話ですよ。以前の協議会でそういう話が出てたからそういうふうに指摘をしましたけども、ところで、これで明確にしておいてほしい問題があるんですけども、これはデザインビルドは別でということで資料室云々という話をされてるんですけども、工事を

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

発注するんですか、これ。その点はどうでしょうか。

○飯阪光典委員長 高島所長。

○高島 郷総務部人権・男女参画室人権文化センター所長 人権文化センター所長の高島です。

人権資料室の詳細につきましては、先ほどの答弁で申し上げましたとおり、展示等基本計画の策定、基本計画に基づいて展示物の内容を決定の上、展示物を作成し、運営面と並行して人権資料室の整備を進めてまいりますので、現時点での整備手法等詳細は未定です。

以上です。

○飯阪光典委員長 原委員。

○原 重樹委員 いや、私そんな難しいこと聞いてない。詳細を聞いているわけじゃないんで、工事を発注するのか備品を発注するのかどっちやねんと、それを聞いているだけの話なんです。どうですか。はっきりさせてください、その辺は。

○飯阪光典委員長 高島所長。

○高島 郷総務部人権・男女参画室人権文化センター所長 人権文化センター所長の高島です。

工事発注もしくは備品の納入につきましては、まだこれから基本計画の策定等を進めてまいりますので、まだ中身の内容については決まっていないところもございますので、今のところは現時点では未定というところがございます。

以上です。

○飯阪光典委員長 原委員。

○原 重樹委員 これ、どっちみち今後出てくる問題ですから、予算で出てくるのか知りませんが、出てきますわね、今後。だからそこで詳しくしますけども、私が何で工事……。備品を発注するというのはあり得る話なんです。ところが、工事を発注するって、今、多世代の交流センターのこういうふうに造りますよというやつで発注してるわけですよ。その上にまた、いや資料室だけは別ですから工事発注するってあり得ない話ですよ、簡単に言えば。

だから、今は分からんと言ってますからこれ以上どうこうしてもしようがない話なんですけども、これ、工事発注するんやったら特定の業者のために発注するとか考えられませんわね。今の時点でですよ。ということで、これは今後出てくる問題で、これで時間を取っておいてもあれなんで、その辺ははっきりと申し上げておきます。当初説明は、資料館の任用と言うたら怒られますかな。あれが特殊なんでどうのこうのとかいいろいろ言うてましたけど、こうした備品やったらまだ分かるんですよ、そういうものを後で発注するというのは。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

ところが、今工事を改めて発注するというのは、これはほんまにあり得ない話なんで、そこは申し上げておきたいと。

ただ、きちっと未定ですと言うけど、言わないということは工事も発注するんやろなという臆測はしますけどね、その辺は。これは今後の話でもありますので、その辺はちょっと明確に、ほんまにこれ、デザインビルドに入ってません。多世代のやつはできるわけですからね。ここが資料室ですというやつを含めて当然できるわけでしょう。20億円の箱物をぼんと造って、あと何にもあれしてないわけじゃないでしょう、簡単に言えばね。その上に工事発注するわけですよ。というのは、これはどう考えてもおかしいということは申し上げておきたいというふうに思います。

それはもうそういうことで、今後また出てきたときに議論をしたいというふうに思いますので、未定はいいんですけどもよく考えておいてくださいね、その辺は。ということで申し上げます。

では、次の総合生活相談のほうの話なんですけれども、これもいつも取り上げてましてということにはなるんですけども、これについても最初に事業の委託先とその内容について聞かせください。

○**飯阪光典委員長** 高島所長。

○**高島 郷総務部人権・男女参画室人権文化センター所長** 人権文化センター所長の高島です。

総合生活相談事業の委託先は和泉市人権協会です。

事業内容につきましては、市民の生活上の相談や人権に関わる相談に対して助言を行うことと、必要に応じ、関係行政機関、社会福祉施設等に連絡、照会を行うなどの支援を行っております。

以上です。

○**飯阪光典委員長** 原委員。

○**原 重樹委員** それについて、5年度の相談内容の実績についてちょっとお願いをいたします。

○**飯阪光典委員長** 高島所長。

○**高島 郷総務部人権・男女参画室人権文化センター所長** 人権文化センター所長の高島です。

相談内容及び件数につきましては、人権に関する相談が11件、進路選択に関する相談が208件、生活上の様々な課題等に関する相談が179件、延べ件数として合計398件です。

以上です。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

○飯阪光典委員長 原委員。

○原 重樹委員 それはそういうふう聞いておきます。ただ、指摘を一つだけしておきます。

今年度の成果を書いた補助的な文書がありますやんか。その数とかなり違います。そこでは人権4件だけですし、合うてるのは208件の進路問題ということになります。ただ、その件数がどうこうじゃないんで、ちょっとそれはまず指摘をしておきます。どっちが正しいか知りまへんけども、ということで指摘はしておきたいと思います。

前々からも取り上げてるように、こんなの特別対策としてやるんじゃないかってということで、もう一般のほうでも中身というか、名前そのものの呼称は違っても同じような相談の窓口ってあると思うんですね。そういうことをやってるわけで、その辺では一緒にもうすべきだというふうに思っておるんですけども、ところがこれ、今までの答弁でも府の補助金がやっぱりあるんですよ、大阪府の補助金というのがね。それでやってるというふうに思いますので、これは府の補助金というのは、例えば今、人権文化センターでやってるわけですよ。本庁ではなくてということになるんですけども、例えばこれ、本庁でやってもできないというか、府の補助金が出ないのかという話を聞きたいんですけども、その辺はどうなんでしょう。

○飯阪光典委員長 高島所長。

○高島 郷総務部人権・男女参画室人権文化センター所長 人権文化センター所長の高島です。

初めに、大阪府総合相談事業交付金については、住民の自立支援及び福祉の向上等に資することを目的に、市町村が地域の実情に沿って取り組む相談事業を支援及び促進するため、市町村が実施する人権相談、地域就労支援、進路選択支援、生活上の様々な課題等の発見または対応に係る事業に対して、大阪府総合相談事業交付金交付要綱に基づき大阪府より交付を受けております。市町村が実施する相談事業への交付であることから、人権文化センターで実施しております総合相談事業及び市民生活部くらしサポート課で実施しております就労に関する相談業務も交付金の対象となっております。

以上です。

○飯阪光典委員長 原委員。

○原 重樹委員 ということは、別に今の人権文化センターでやらないと補助金が出ないよということではないということですね。市町村が受けてるからという、そういう意味で取っておきたいというふうに思いますけども、だったらもう一緒にしたらいいんじゃないですか。その中の一部分として、簡単に言ったら府のほうも補助金も出してるというふうになればいい

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

いだけの話であってというふうに思うんですけども、その点では、今後のことを含めてですけれども、これ、多世代交流拠点施設ができればそちらのほうに持っていくんかどうかというのを含めての話なんですけれども、それはもう一般と一緒にしたらいいんだと思いますけど、その辺はどうでしょうか。

○飯阪光典委員長 高島所長。

○高島 郷総務部人権・男女参画室人権文化センター所長 人権文化センター所長の高島です。

総合生活相談事業につきましては、人権文化センター機能の中でも核となる重要な位置づけでありますことから、人権文化センター事業として継続して実施してまいります。

多世代交流拠点施設において継続していくかどうかの部分につきましては、先ほど申し上げましたとおり、総合生活相談事業につきましては人権文化センター機能の中でも核となる重要な位置づけでありますので、今後も必要な事業と考えていますとともに、令和4年3月に策定いたしました（仮称）多世代交流拠点施設基本計画においても各種相談に関する事業を実施すると定めておりますことから、継続して実施してまいります。

相談事業につきましては、単に相談を待つだけでなく、相談者の身近な場所に出向くアウトリーチやインターネット上に差別的な書き込みがないかを確認するためのモニタリング調査等の取組を実施しており、今後も人権課題がさらに多様化していくことが想定されますことから、引き続き、事業の改善、発展に向けて検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○飯阪光典委員長 原委員に申し上げます。本審査は令和5年決算になりますので、御配慮いただきますようお願いいたします。また、現在の審査は令和5年度決算ですので、理事者の方は答弁はできる範囲でお願いいたします。

原委員。

○原 重樹委員 それはただ単に相談を待つだけでなく、身近な場所に出向くというような話を今しましたけど、それはそれで、もし市の庁舎を含めて、ほかの福祉施策を含めてやってるやつでもそれはやったらいいわけじゃないですか。だから、それをもともとこれ、同和対策としてやってきた中身なんですけれども、だから実質的にはもうほんまに人件費補償になってるということを主張してきましたけど、今日聞きますと、今まで府の補助金をもらってるということが一つの大きなあれになってましたけど、府の補助金、どこでもできるということになれば、こんなの別にもう一般のものと一緒にしたらいいわけですので、わざわざ二重にする必要はないということは、これはもう申し上げておきたいというふうに思います。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

じゃ、もう次にいきます。

電子入札の件なんですけれども、まず執行されてる件数についてお答えを願います。

○飯阪光典委員長 山下契約担当課長。

○山下 勝総務部契約検査室契約担当課長 契約担当課長の山下です。

電子入札システムについては令和4年4月から稼働しており、市内業者、準市内業者を対象とした工事請負契約の発注を対象としております。入札の執行状況としましては、令和5年度の工事請負契約に係る入札案件135件中、電子入札は125件、令和4年度は140件中130件が電子入札となっております。それぞれ残りの10件につきましては、市外業者も参加資格を有している制限付一般競争入札について郵便入札を行ったものとなっております。

以上です。

○飯阪光典委員長 原委員。

○原 重樹委員 入件数なんですけども、何個か質問がありましたけども、システムのほうの利用料になってるといことがあって、和泉市で持ってるんかいなど、そういうのをね。思ったらそうでもなくて、府でやったものを利用してるといふうな考えだそうなので、それはもう一々聞きません。ちょっと時間の関係もありますので、これはもうこれで終わっておきます。

次に、基幹系システムの利用料についてなんですけれども、この利用料の1億440万円ほどがありますけども、この利用料の内容についてちょっとお知らせください。

○飯阪光典委員長 赤松 I T活用推進担当課長。

○赤松宏紀市長公室政策企画室 I T活用推進担当課長 I T活用推進担当課長の赤松です。

基幹系システム利用料は、平成24年より稼働している住民基本台帳、市税、国民健康保険など包括発注した業務の利用に係る現行システムの運用保守経費です。

以上です。

○飯阪光典委員長 原委員。

○原 重樹委員 それで次に、この利用料というのは、例えばほかにも出てくるものなんですか。今回135ページの話でしててるんですけども、それはどうなんでしょう。

○飯阪光典委員長 赤松課長。

○赤松宏紀市長公室政策企画室 I T活用推進担当課長 I T活用推進担当課長の赤松です。

包括発注した業務以外としては障がい福祉業務、介護保険業務、保育業務、生活保護業務などがありますが、システム経費についてはそれぞれの事業にて支出されております。

以上です。

○**飯阪光典委員長** 原委員。

○**原 重樹委員** ほな、もう簡単に財源の話なんですけれども、これは国からのいわゆる補助金的なものというのがあるんですか。

○**飯阪光典委員長** 赤松課長。

○**赤松宏紀市長公室政策企画室 I T 活用推進担当課長** I T 活用推進担当課長の赤松です。

国の補助金等については充当されていないことから、全額、市の費用として支出しております。

以上です。

○**飯阪光典委員長** 原委員。

○**原 重樹委員** これは利用料の話です。国からということなんですけれども、もう一つ、これ基幹系システムというからややこしいんですけども、いわゆるデジタル化の中で20業種やったか、それをどんどんと統一していくといいますか、進めていくということでやられてると思うんですけども、いわゆる再構築のほうの話なんですけど、その経費についてはどうなってるのか、令和5年度決算ではどうだったのか、ちょっと教えてください。

○**飯阪光典委員長** 赤松課長。

○**赤松宏紀市長公室政策企画室 I T 活用推進担当課長** I T 活用推進担当課長の赤松です。

住民基本台帳や市税などの基幹系業務20業務のうち、包括してシステム発注可能な9業務についてシステム更新と合わせた標準化対応を行うべく、令和5年9月に業者選定を実施し、令和7年度までの再構築委託料のうち令和5年度分として一般会計分1,279万3,260円、国民健康保険特別会計分として3,740円を支出しております。

以上です。

○**飯阪光典委員長** 原委員。

○**原 重樹委員** ということで、この額が小さいなというふうに思われる方もかなりあるんだと思いますけれども、今やってる和泉市の業務と、簡単に言うと、今度再構築しようとする業務のその差異、違いみたいなのをかなり洗い出してるというか、そういうことが令和5年度は主な中身ということになるようなんですけれども、それじゃ、この経費等については国の補助金というのはどうなってるのでしょうか。

○**飯阪光典委員長** 赤松課長。

○**赤松宏紀市長公室政策企画室 I T 活用推進担当課長** I T 活用推進担当課長の赤松です。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

基幹系システムの標準化対応に係る経費については、構築費用に対しデジタル基盤改革支援補助金の補助基準額の範囲内であり、国より全額補助されているものです。

以上です。

○飯阪光典委員長 原委員。

○原 重樹委員 だから、これ令和6年度、7年度がかなりその根幹になりますから出てくるということで、その前段みたいな形に令和5年度はなるんだと思いますけれども、これ、先ほど利用料の話もちよっとしてましたけれども、結局、国からというのはシステムをつくるまでは全額補助する。しかし、それを実際利用していこうと思うと、これは先ほどの話じゃないですけども、何にもないから一般財源でせないかんということになってるんだらうというふうに思うんですけども、これ、じゃ再構築のその分でその辺の利用料というのはどういうふうになっていくか、分かればお答えください。

○飯阪光典委員長 赤松課長。

○赤松宏紀市長公室政策企画室 I T 活用推進担当課長 I T 活用推進担当課長の赤松です。

基幹系システムの標準化対応に係る経費については、構築費用のみがデジタル基盤改革支援補助金として全額補助されているもので、令和7年度以降に必要となる運用経費については国からの補助はありません。

以上です。

○飯阪光典委員長 原委員。

○原 重樹委員 ということですよ。国からの補助はないと。これは令和7年以降の話ですからあれですけども、ということで、もう要するにかなり高くつくということになってくるんだらうというふうに思いますけども、それはもう取りあえずそれで聞いておきます。

最後になりますけども、155ページのマイナンバーカードの問題であります。

まず最初に、マイナンバー事務をするために会計年度任用職員というのを雇ってるということになるんでしょうけども、この職員は多分これだけの仕事なんだと思いますけど、いわゆるマイナンバーカード事務と書いてますからそれだけだと思いますけども、ちょっとその職員について、業務の中身について説明をお願いします。

○飯阪光典委員長 藤原市民担当課長。

○藤原 泉市民生活部市民室市民担当課長 市民担当課長の藤原です。

マイナンバー事務会計年度任用職員については、マイナンバーカード交付前設定や交付通知書の送付作業等、交付に至るまでのマイナンバーカード管理業務全般に従事しております。

以上です。

○飯阪光典委員長 原委員。

○原 重樹委員 そういふことですね。要するにマイナンバーカードのいろんな関わるものに、それ以外はしてないという、逆に言えば。ところだと思いますが、それはもうそういうふうにして、この職員の報酬やら手当やら等々を含めての話なんですけども、これは、ほかのものも含めてですけども、要するに国からの補助金で全部やってるといふ認識をしてるんですが、その辺はいかがでしょうか。

○飯阪光典委員長 藤原課長。

○藤原 泉市民生活部市民室市民担当課長 市民担当課長の藤原です。

マイナンバー事務会計年度任用職員の報酬、職員手当等の人件費については、国からのマイナンバーカード交付事業事務費補助金が交付されており、その補助率は10分の10で全額対象となっております。

以上です。

○飯阪光典委員長 原委員。

○原 重樹委員 そういふことですよ。マイナンバーの事務等を含めての話ですけども、とにかくカードを持つ人を増やしていく、取得者を増やしていくといふことでかなりあれをしてきましたので、これはもう全額国のほうが持つてるといふことになるかと思はれますけども、じゃ、取りあえず令和5年度のカード発行の実績についてお知らせください。

○飯阪光典委員長 藤原課長。

○藤原 泉市民生活部市民室市民担当課長 市民担当課長の藤原です。

マイナンバーカードの交付率は、令和4年度末は69.8%、令和5年度末は79.0%で、9.2%上昇しております。

以上です。

○飯阪光典委員長 原委員。

○原 重樹委員 私もちよつと勘違いしてござりまして、物すごくこの1階といいますか、そこがもういっぱいになったのが今年の1月、2月かな思ふたら違ふんやね。もう1年前の1月、2月で、これはいわゆる令和4年度にがっつと上がったといふことになるんでしょけども、それは私の勘違いは勘違いといふことにしておきます。

じゃ、そのために国がポイントを付与したりとか、和泉市がお買物券やったか、それを割増ししていったりとかいふことをやってきたんですけども、令和5年度でいけばいわゆる

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

マイナンバーカードを取得促進するために何かやられたのかどうか、その点はいかがでしょうか。

○飯阪光典委員長 藤原課長。

○藤原 泉市民生活部市民室市民担当課長 市民担当課長の藤原です。

令和5年度においては、出張申請支援を希望された高齢者施設等に職員が出向くなど、マイナンバーカードの申請のため来庁するのが難しい方々に対して申請支援を行いました。

以上です。

○飯阪光典委員長 原委員。

○原 重樹委員 施設等に赴いてということでしたけども、それはそういうふうに聞いておきます。

もう一つだけ確かめておきたいことがあるんですけども、この間でいえば保険証のひもづけとの、いわゆるマイナンバーカードが保険証になってということで、いろんなトラブルが当然報道もされましたし、起こりましたよね。そういうこともあったんですけども、政府のほうはそれで諦めず、それで諦めるという言い方はおかしいですけども、方向を変えるわけではなく、今もやってるわけなんですけれども、1つだけ教えてほしいのが、マイナンバーを紛失したときです。なくしてしまいましたと、カードをです。そういうときというのは再発行を当然求めるんですけども、これ、どの程度の期間がかかるのか教えてください。

○飯阪光典委員長 藤原課長。

○藤原 泉市民生活部市民室市民担当課長 市民担当課長の藤原です。

マイナンバーカードの紛失等による再交付申請については、従来1か月半程度の期間を要しておりましたが、今後においては、紛失等による再交付や満1歳未満の乳児など特に速やかな交付が必要となる場合を対象に、特急発行交付の仕組みが創設される予定です。特急発行交付の仕組みでは、通常、市が行っていたマイナンバーカードの交付前設定などの作業を地方公共団体情報システム機構J-LISが実施し、直接住民にマイナンバーカードを送付することで申請から交付まで原則1週間以内に短縮されることになります。

以上です。

○飯阪光典委員長 原委員。

○原 重樹委員 ありがとうございます。

最初のほうの答弁でありましたが、大体1か月とか1か月半かかるよというのが今まで言

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

われてきたあれで、ところがこれ、保険証の問題がいろいろ出てきて、ほんなら保険証を通して使ったら、簡単に言うとそんなの1か月か1か月半もなしでやるんかいという話に当然なってきたわけですけども、それを改善させるという意味ですか、つじつまを合わせるためにいわゆる特急発行というのを認めてきたということにそれはそれでなるんでしょうけども、ただ、その辺ではいろんな問題がまだまだあるということは、このマイナンバーカードの問題を含めて申し上げておきたいというふうに思います。

以上で終わります。

○**飯阪光典委員長** 他に質疑の発言はございませんか。

阿部委員。

○**阿部 博委員** 公明党の阿部です。

私からは1点質問させていただきます。

決算書131ページ、車両管理事業、12委託料、青色防犯パトロール車整備委託料についてです。よろしくをお願いします。

それでは、質問させていただきます。

本市における青色防犯パトロール車は何台ありますか、お答えください。

○**飯阪光典委員長** 藤木財産管理担当課長。

○**藤木 守総務部総務管財室財産管理担当課長** 財産管理担当課長の藤木です。

現時点で13台が青色防犯パトロール車として整備できています。整備目標21台の内訳として、令和4年度までで5台、令和5年度4台、令和6年度4台の整備が完了しているため、残り8台になります。

以上です。

○**飯阪光典委員長** 阿部委員。

○**阿部 博委員** ありがとうございます。予算額100万円で、令和5年度整備目標4台と確認しました。

1台当たり25万円の予算額の整備内容を教えてください。

○**飯阪光典委員長** 藤木課長。

○**藤木 守総務部総務管財室財産管理担当課長** 財産管理担当課長の藤木です。

仕様書による主な整備内容ですが、塗装としてはパトカーデザインとしています。また、装備品としては青色回転灯の取付けです。

以上です。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

○飯阪光典委員長 阿部委員。

○阿部 博委員 青色防犯パトロール車の塗装における基準や条例があれば教えてください。

○飯阪光典委員長 藤木課長。

○藤木 守総務部総務管財室財産管理担当課長 財産管理担当課長の藤木です。

青色防犯パトロール車の車体色につきましては、警察との協議の中で定めています。

以上です。

○飯阪光典委員長 阿部委員。

○阿部 博委員 ありがとうございます。

青色防犯パトロール車の車体の色について警察との協議で定めているとの御答弁でしたので、青色防犯パトロール車の塗装をパトカーデザインとされる必要性の御見解を伺います。

○飯阪光典委員長 藤木課長。

○藤木 守総務部総務管財室財産管理担当課長 財産管理担当課長の藤木です。

青色防犯パトロール車は、和泉警察署と連携し、青色防犯パトロール団体と共に地域の犯罪、事故防止に向けた合同パトロールや、災害時における広報活動、教育委員会と連携した見守り、パトロール等を行うとともに、視覚的抑止力による防犯効果を期待することから塗装しているものです。

以上です。

○飯阪光典委員長 阿部委員。

○阿部 博委員 ありがとうございます。

最後に意見としてですが、例えば青色防犯パトロール車の車体色をパトカーデザインにこだわるのであれば、白黒ツートンカラーを塗装による施工からラッピングフィルム加工技術での製作や、また、パトカーデザインにこだわらなければ大阪府警のスカイブルー隊、通称青バイを見本として、購入車両車体色を青色系等を選択し、車体に本市のマークと青色防犯灯を装着すれば、以前より安価での青色防犯パトロール車が造れ、整備委託予算額を減額できるのではと申し上げ、質問を終わります。ありがとうございました。

○飯阪光典委員長 他に質疑の発言はございませんか。

岡田委員。

○岡田 勉委員 大阪維新の会、岡田 勉でございます。よろしくお願ひいたします。

私から会派を代表しまして6点質問させていただきます。

決算書131ページ、財産管理事業、14工事請負費、市有地管理フェンス等設置工事費、そ

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

して同131ページ、ふるさと元気寄附事業、ふるさと元気寄附広告宣伝委託料、そして133ページ、一般財団法人和泉市公共施設管理公社一般管理事業補助金、そして男女共同参画センターにおける事業委託費、そして地域公共交通……

○**飯阪光典委員長** 岡田委員、ページ数を。

○**岡田 勉委員** 143ページ、地域公共交通計画策定委員会負担金、149ページ、重要物資備蓄事業の需用費にある消耗品費、以上6点について質問させていただきます。

まず第1点、決算書131ページ、財産管理事業、14工事請負費、市有地管理フェンス等設置工事費151万7,890円がありますが、この内容についてお聞きします。

○**飯阪光典委員長** 藤木財産管理担当課長。

○**藤木 守総務部総務管財室財産管理担当課長** 財産管理担当課長の藤木です。

伯太町4丁目の旧防災広場予定用地のフェンス設置費用81万8,400円と伯太町1丁目の旧防災広場予定用地のスロープ設置費用69万9,490円になります。

以上です。

○**飯阪光典委員長** 岡田委員。

○**岡田 勉委員** 次に、伯太町1丁目の旧防災広場予定用地にスロープを設置した理由についてお聞きします。

○**飯阪光典委員長** 藤木課長。

○**藤木 守総務部総務管財室財産管理担当課長** 財産管理担当課長の藤木です。

同市有地については、隣接の農地所有者のトラクター等の出入りのため当該農地所有者に通行させていた経過があります。当時設置されていたスロープについて、大阪府警との土地交換に伴う土壌汚染対策工事を実施した際に除却したため、改めて農地所有者等と協議の上、出入りのためのスロープを設置したものです。

以上です。

○**飯阪光典委員長** 岡田委員。

○**岡田 勉委員** 土地を売却すると決定した日からスロープ設置までの流れについて、整合性が取れているものなのか甚だ疑問です。スロープを設置した時期を含めて、開札までの流れについて時系列で教えてください。

○**飯阪光典委員長** 藤木課長。

○**藤木 守総務部総務管財室財産管理担当課長** 財産管理担当課長の藤木です。

令和5年4月に、普通財産に関し大阪府警と土地交換契約を行いました。残りの市有地の

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

売却については、開札までの流れとして、7月に財産評価審査委員会、9月に入札公告、10月に入札参加申込み、11月に開札を行いました。

なお、スロープ設置については、6月に当該農地所有者から相談があり、協議の上8月に設置したものです。

以上です。

○**飯阪光典委員長** 岡田委員。

○**岡田 勉委員** 今回のスロープの設置については協議により復元したとの答弁ですが、今後同じようなケースが発生した場合、市として同様の対応をするのかお聞きします。

○**飯阪光典委員長** 藤木課長。

○**藤木 守** 総務部総務管財室財産管理担当課長 財産管理担当課長の藤木です。

今回は、当該農地所有者の通行に関する法的な考えを考慮し、農地への通行のために使用していたスロープを復元したものです。なお、今後同じようなケースが発生した場合は、後に疑義が生じることがないように対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○**飯阪光典委員長** 岡田委員。

○**岡田 勉委員** 今回の質問から、このスロープ設置には疑問を感じます。ただ、今回はこの疑問を感じることを追及するのではなく、今後同様の案件が発生した場合どうするのか、そこが大事だと思います。先ほどの御答弁で、後に疑義が生じることがないように対応するとありましたので、客観性のある見地からしっかりと対応いただくよう強く要望いたします。

次に2点目、決算書131ページ、ふるさと元気寄附事業、ふるさと元気寄附広告宣伝委託料の委託内容についてお聞きいたします。

○**飯阪光典委員長** 蓮池いずみアピール担当課長。

○**蓮池昌司** 市長公室広報・協働推進室いずみアピール担当課長 いずみアピール担当課長の蓮池です。

委託内容としましては、寄附額の増加につなげるべく、楽天やふるさとチョイスなどいわゆるふるさと納税ポータルサイトや一般の検索エンジンにおいてキーワード検索をした際に、本市の返礼品が上位に表示されるようにするインターネット広告や、本市の返礼品の魅力が伝わるようプロによる写真撮影等を行い、各種ふるさと納税ポータルサイトに掲載している返礼品のサムネイル画像、説明文等について表現の改定などを実施したものです。

以上です。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

○飯阪光典委員長 岡田委員。

○岡田 勉委員 寄附額増加につなげるため、楽天などのポータルサイト上にインターネット広告を表示するとのことですが、取組による効果と担当課としてどのように評価しているのか、お伺いいたします。

○飯阪光典委員長 蓮池課長。

○蓮池昌司市長公室広報・協働推進室いずみアピール担当課長 いずみアピール担当課長の蓮池です。

広告宣伝による効果としましては、インターネット広告等により本市の返礼品を目にした方が、実際に本市の返礼品ページから寄附をいただいた実績として、広告料473万6,356円に対して約14倍の6,824万1,000円の寄附があり、費用対効果が得られたことから寄附額増加に寄与したものと評価しております。

以上です。

○飯阪光典委員長 岡田委員。

○岡田 勉委員 広告宣伝に取り組んだことによって寄附額増加につながったことは理解しました。

寄附額の増加を図るために、広告宣伝の材料となる魅力あふれる返礼品の充実が必要だと考えます。寄附額増加に向けた次なる一手として、返礼品となっている泉州タオルは既にブランド化されていますが、例えばいずみタオルのように和泉市独自のブランド化した返礼品は考えられないのでしょうか、お願いします。

○飯阪光典委員長 蓮池課長。

○蓮池昌司市長公室広報・協働推進室いずみアピール担当課長 いずみアピール担当課長の蓮池です。

他の返礼品と差別化するため、ブランド化された返礼品を出品することは有効な手段の一つと考えておりますが、ブランド化は事業者の取組によるものではありませんので、ブランド化された返礼品の発掘に努めたいと考えております。

以上です。

○飯阪光典委員長 岡田委員。

○岡田 勉委員 ありがとうございます。和泉市独自のブランド化された返礼品が生まれるように環境整備をお願いいたします。

以上で2点目を終わります。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

3点目でございます。決算書133ページ、一般財団法人和泉市公共施設管理公社一般管理事業補助金3,942万2,961円についてお伺いします。

まず、本補助金を支出する根拠及びその積算を教えてください。

○飯阪光典委員長 福田企画経営担当課長。

○福田陽介市長公室政策企画室企画経営担当課長 企画経営担当課長の福田です。

和泉市公共施設管理公社は、市内の公共施設等の管理を目的に設置しました外郭団体で、一般財団法人和泉市公共施設管理公社一般管理事業補助金交付要綱に基づき予算、決算の作成や給与処理など一般管理部門に係る経費を補助するもので、本補助金は、理事長1名、職員2名、臨時職員1名の人件費2,236万9,226円、職員1名の退職給付金661万5,523円、その他消耗品費等の事務費1,051万9,251円に充てられております。

以上です。

○飯阪光典委員長 岡田委員。

○岡田 勉委員 本補助金の支出根拠とその内容、また、これが一般管理部門への補助ということを確認いたしました。

次に、一般管理部門以外で当管理公社が和泉市の一般会計の事業として契約している業務委託などの件数と契約金額の総額を教えてください。

○飯阪光典委員長 福田課長。

○福田陽介市長公室政策企画室企画経営担当課長 企画経営担当課長の福田です。

管理公社が市と契約を締結している事業は、一般会計では生涯学習センターやコミュニティセンターといった公共施設の指定管理者事業が5件、児童遊園等の保守管理などの業務委託事業4件の合計9件で、その総額は約7億7,000万円となっております。

以上です。

○飯阪光典委員長 岡田委員。

○岡田 勉委員 市と契約している業務委託の件数及び総額を確認しましたが、この9件の契約手法について答弁願います。

○飯阪光典委員長 福田課長。

○福田陽介市長公室政策企画室企画経営担当課長 企画経営担当課長の福田です。

管理公社との9件の契約等のうち、プロポーザル等を行わない随意契約等が7件で、プロポーザルにより選定されたものが2件となっております。

以上です。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

○飯阪光典委員長 岡田委員。

○岡田 勉委員 一般的にプロポーザルによる選定は随意契約であり、全ての管理公社との契約が随意契約であることを確認させていただきました。

今回の質問は、令和4年度にも同会派の飯阪委員長が質問され、今回改めて質問させていただきましたが、現状に大きな変化はなく、管理公社との間で多額の契約が随意契約により締結されていることが分かりました。この随意契約については、4日目の教育費でも確認させていただきたいと思いますが、前例踏襲のように随意契約をするのではなく、公平性、公正性を担保した競争入札の実施を検討すべきであること、また、公社の性質上、競争入札を実施した上で不調となった場合に随意契約を行うなどの新たな制度の創設の必要性を指摘させていただきます。

では次、4番目に入らせていただきます。

139ページ、男女共同参画センター運営事業及び男女共同参画社会づくり啓発事業についてお聞きします。

両事業においてそれぞれ男女共同参画センター業務委託事業者選定委員会委員報酬を支出していますが、その内容及び委員構成についてお答えください。また、選定委員会の日程及び何事業者の応募があったのかお答えください。お願いします。

○飯阪光典委員長 藤原人権・男女参画担当課長。

○藤原氏保総務部人権・男女参画室人権・男女参画担当課長 人権・男女参画担当課長の藤原です。

初めに、委員報酬でございますが、和泉市男女共同参画センターにおける窓口事務業務、啓発事務を行う事業者をそれぞれ公募型プロポーザル方式で選定するため事業者選定委員会を開催しまして、その委員構成については、和泉市事業者選定委員会規則に規定されている人権・男女共同参画に関し専門知識または経験を有する5名、市職員1名の合計6名となっております。

また、両選定委員会については令和5年6月19日に開催し、応募事業者については各事業、業務に対しそれぞれ1団体でした。

以上です。

○飯阪光典委員長 岡田委員。

○岡田 勉委員 同じ委員構成の選定委員会を同日に開催し、各業務の応募事業者を選定したということですが、報酬を別々に支払っている理由をお答えください。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

○飯阪光典委員長 藤原課長。

○藤原氏保総務部人権・男女参画室人権・男女参画担当課長 人権・男女参画担当課長、藤原です。

男女共同参画センター運営事業と男女共同参画社会づくり啓発事業についてはそれぞれ異なる業務であり、異なる評価基準に基づきそれぞれの事業者の選定を行ったことから、選定委員会ごとに報酬を支払ったものです。

以上です。

○飯阪光典委員長 岡田委員。

○岡田 勉委員 次に、男女共同参画センター窓口事務委託料及び男女共同参画啓発事務委託料についてお聞きします。

それぞれの委託内容と、別々に委託を行っている理由についてお聞きいたします。

○飯阪光典委員長 藤原課長。

○藤原氏保総務部人権・男女参画室人権・男女参画担当課長 人権・男女参画担当課長、藤原です。

初めに、男女共同参画センター窓口事務委託の内容は、当該センターにおける講座や相談業務の受付、研修室及び図書の貸出し、モアいずみ通信の作成、また市民講師によるいずみワクワク講座の企画、運営等を委託しているものです。

次に、男女共同参画啓発事務委託の内容は、当該センターにおける市民向けの啓発講座やフォーラム事業、企業や学校に出向いての出前講座や啓発冊子の作成、市民協働の会議運営などです。

当該センターは、男女共同参画社会の実現に向け、市民団体の活動の活発化や市民団体が自ら市民啓発を担う機運が高まったことを受け、当該センターの運営に市民参画の必要性と男女共同参画に関する深い認識が求められたことから、窓口事務については、市民との共同運営を目的に、市民が組織し、地域に密着した市民団体に業務を委託しております。

委託方法については、問題意識を持って改善に努めており、令和5年度から本業務の受託に意欲のある団体を改めて募集するとともに、事業の経常的、継続的な実施に資するよう長期継続契約に変更しました。

また、啓発事務については、国の動きや社会情勢の目まぐるしい変化に対応するためには、より高度で専門的な知識が求められている中、職員の異動サイクルも考慮しつつ、男女共同参画に対し専門的な見地があり、経験も豊富な民間事業者を活用することが有効であると考

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

え、配置している職員を本庁へ引き揚げ、より効果的な事業運営を安定的、継続的に行うため、令和2年度から公募により専門事業者を募集し、業務を委託しております。

このように事業の目的が異なるため、目的に応じた事業者を選定し委託しているところで

す。

以上です。

○飯阪光典委員長 岡田委員。

○岡田 勉委員 男女共同参画センターに関わる事業者選定にもかかわらず、異なる業務を委託する事業者を選定するという理由で委員報酬をそれぞれ選定委員会ごとに支出しており、また、同一の施設において、同じ男女共同参画という分野で2つの業務委託を行っていることに必要があるのか甚だ疑問に感じます。両業務を一括して委託することで、選定委員の報酬の削減、業務内容の効率化などが図られ、市の支出の削減を行うことができると考えます。両業務を一括して委託することができないか、また、そのお考えがないのか見解をお聞きいたします。

○飯阪光典委員長 藤原課長。

○藤原氏保総務部人権・男女参画室人権・男女参画担当課長 人権・男女参画担当課長、藤原です。

男女共同参画センターは、男女共同参画を推進する市民活動の拠点となる施設と考えておりますので、市民活動の支援や市民との協働により、男女共同参画社会の推進のための各種啓発事業に積極的に取り組んできました。つきましては、センター運営の趣旨を念頭に置きながら、委員御指摘の手法も含め調査研究してまいります。

以上です。

○飯阪光典委員長 岡田委員。

○岡田 勉委員 本事業は20年ほど前から動き出し、その当時と比較すれば格段に認知度も増してまいりました。そんな中、本市の事業運営形態はあまり変化していないのも事実ではないでしょうか。センター運営の趣旨を念頭に今後のことを考えていくということですが、現状維持では20年前と変わりません。また、調査研究するとありましたが、いつまで研究されるのでしょうか。本事業は3か年の委託であり、令和8年に巻き替えがあります。しっかりと次の委託開始の令和8年を見据え調査研究し、前向きに検討していただくことを要望いたします。ありがとうございます。

次にいきたいと思います。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

5点目、決算書143ページ、18番負担金補助及び交付金のうち、地域公共交通計画策定委員会負担金についてお聞きします。

まず、委員会負担金とありますが、どこに対する負担金でこういった内容の計画を策定したのか、お聞かせください。

○飯阪光典委員長 田口交通担当課長。

○田口泰三都市デザイン部都市政策室交通担当課長 交通担当課長の田口です。

和泉市公共交通利用活性化プロジェクト委員会への負担金で、当該委員会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び道路運送法等の規定に基づき、行政機関と地域の代表、学識経験者などが連携して各種施策を実施、検討、協議することを目的に設置している本市の法定協議会です。

また、地域公共交通計画の内容ですが、地域公共交通施策の基本的計画である地域公共交通網形成計画を改定したもので、地域公共交通の現状や問題点、課題の整理を踏まえて、様々な公共交通を網羅したネットワーク全体を一体的に形づくり、持続させるために達成すべき目標を定め、その目標達成のために行う事業内容、実施スケジュール及び住民、交通事業者、行政の役割などを示したものです。

以上です。

○飯阪光典委員長 岡田委員。

○岡田 勉委員 本市の地域公共交通施策の基本計画として令和5年度に策定されたところですが、第3回定例会の都市環境委員会協議会の報告にあったように、南海バスの路線が来年3月末で廃止され、市が中山間地域の移動手段の確保に向けて取り組むこととなり、市内の公共交通ネットワークが今後どのように変わっていくのか、市民生活に身近な問題として関心が高まっております。

そこで、地域公共交通計画の中で交通空白地域や交通不便地域の移動手段をどのように確保していこうと考えているのか、御見解をお聞きします。

○飯阪光典委員長 田口課長。

○田口泰三都市デザイン部都市政策室交通担当課長 交通担当課長の田口です。

これまで本市では、コミュニティバス、路線維持運行バス、デマンド交通、これらを総称して地域バスにより、民間路線バスでカバーし切れない範囲を運行し、交通不便地域の解消に努めてきたところですが、地域バスの運営は取り巻く情勢が厳しく、また一方、市民のニーズに一定応えられるものになっているのかについても検証が必要であり、本計画では、今

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

後も市民の移動手段として持続的に運営できるよう、運行形態の見直しに関するフローチャートを定めています。

具体的な運行形態の見直しですが、運行コストの増大、利用者の減少、乗務員確保が困難など定時定路線による運行が困難と考えられる場合に車両のダウンサイジングまたはデマンド方式の検討を行うものとし、交通機関への委託が見込めない場合は自家用有償旅客運送またはボランティア輸送などの代替手段の確保を検討していくものです。

なお、地域バスの見直しに当たりましては、その役割を地域住民と共有し、路線ごとの利用目標を設けて目標達成のため関係機関及び地域住民が共に地域バスを育てる環境を醸成することが必要であり、また、既存公共交通との競合に配慮した中で移動手段を確保していきたいと考えております。

以上です。

○**飯阪光典委員長** 岡田委員。

○**岡田 勉委員** 今の御答弁から、市が運営する地域バスの運行形態の見直しに関して、考え方や手段を計画の中で設定していることが分かりました。しかしながら、今回南海バスのあまりにも突然の路線廃止のような事態はこれからいつどのタイミングで起こるか分からない状況であり、特に路線バスの運行していない地域住民にとっては、将来の地域公共交通の維持確保に不安を感じる方も多いと思います。

そこで、市として今後、路線バスが廃止される前から、あるいは地域バスを見直す際に、自家用有償旅客運送による移動手段の確保、つまり自治体ライドシェアを検討しておくべきだと考えますが、御見解をお聞かせください。

○**飯阪光典委員長** 田口課長。

○**田口泰三都市デザイン部都市政策室交通担当課長** 交通担当課長の田口です。

自治体ライドシェアの検討につきましては、本計画の策定段階でバス路線が廃止される前からライドシェアを選択肢として考えておくべきと他の議員からも御意見をいただいております。今後の社会情勢の動向を注視しているところです。

本計画では、持続可能で利便性の高い地域交通サービスの確保に向けて、安全性及びサービスの安定的な提供の観点から、まずは交通事業者が提供するサービスの活用を第一とし、駅やバス停が一定の距離の範囲内に存在する地域のほか、路線バスの代替交通では対応し切れない時間帯など、これらを補完するものとして自家用有償旅客運送などを効果的に組み合わせながら、既存公共交通との共存共栄に取り組んでいきたいと考えております。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

一方、ライドシェアの導入に関しては、既存の交通体系を脅かすことが課題となっていることもあり、地域に必要な交通は地域自身が主体的に関与し移動手段を確保するといった地域主体の交通づくりの新制度を検討する考えもありますので、他の事例研究を行いながら関係課と連携し検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○**飯阪光典委員長** 岡田委員。

○**岡田 勉委員** ありがとうございます。

様々な地域で既に自治体ライドシェアが始まっており、事業開始に当たり様々な課題があることも承知しております。事例研究も必要でしょうが、国の特区の活用や福祉分野からのアプローチ、実際に実証実験を行うなど、まずは第一歩を踏み出していただくことを要望します。

それではあと一つ、第6点目、決算書149ページ、重要物資備蓄事業の需用費にある消耗品費についての内容を教えてください。

○**飯阪光典委員長** 米田危機管理課長。

○**米田尚礼危機管理部危機管理課長** 危機管理課長の米田です。

この消耗品費は、いつ起こり得るか分からない災害に備え、市民の命を守るため購入した重要備蓄物資で、令和5年度に支出した費用は、購入している物資の賞味期限切れの備蓄品の入替えをしたものでございます。

以上です。

○**飯阪光典委員長** 岡田委員。

○**岡田 勉委員** 備蓄品の賞味期限切れでの入替えは分かりました。

では、備蓄品は指定避難所をはじめ公共施設にも備蓄していますが、一時避難場所として登録されている地域活動拠点の町会・自治会館にも備蓄されておりますか。備蓄されているのであれば、その品目と数量を教えてください。

○**飯阪光典委員長** 米田課長。

○**米田尚礼危機管理部危機管理課長** 危機管理課長の米田です。

地域活動拠点として登録している町会、自治会などには、毛布、備蓄食料、ブルーシートを貸与し備蓄していただいております。備蓄数は、毛布が200世帯を1区分として10枚、備蓄食料が500世帯を1区分として50食、ブルーシートが200世帯を1区分として10枚を貸与しています。

以上です。

○飯阪光典委員長 岡田委員。

○岡田 勉委員 分かりました。今お聞きしました備蓄数ですが、世帯数に応じた貸与となると、地域性もあり、避難してくる人数にもよりますが、1世帯1人のところもあれば、多い世帯であれば5人、6人の世帯もあります。また近年、地震や風水害も多発している中で、この地域活動拠点の備蓄数では少なくないでしょうか。対応数を見直す必要があると考えますが、市の見解についてお聞きいたします。

○飯阪光典委員長 米田課長。

○米田尚礼危機管理部危機管理課長 危機管理課長の米田です。

地域活動拠点事業は、令和4年度から始まり約3年が経過しています。委員御指摘のとおり、近年は地震や風水害も多発し、災害規模も大きくなりつつあることに加え、被災者のニーズも多様化しています。以上のことから、地域活動の拠点である町会・自治会館の規模、保管場所などを考慮した上で、各町会、自治会の意見を聴取し検討してまいります。

以上です。

○飯阪光典委員長 岡田委員。

○岡田 勉委員 もちろん、保管場所の規模など考慮すべき点はたくさんあると思います。ただ、災害はいつどこで発生するか分かりません。災害対策の第一は自助であり、自分自身で自分を守ることが必要となります。そしてその次に共助であり、その共助の在り方について今回質問させていただきました。

いざというとき、なかなか行政の災害への対応、つまり公助が行き届きません。それを地域で支えていただくのが共助であり、この機能を充実させることが災害時の住民への安心となり、緊急時の行政負担の軽減にもつながります。住民相互の助け合いをバックアップし、一人でも多くの住民への安心・安全の供給を目指す観点から、地域活動拠点の充実を目指していただけますよう要望いたします。

ありがとうございました。私の質問は以上です。

○飯阪光典委員長 他に質疑の発言はございませんか。

大坪委員。

○大坪 靖委員 公明党の大坪です。

私からは4点質問させていただきます。

1点目は、決算書131ページ、ふるさと元気寄附事業の12委託料、ふるさと元気寄附支援

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

委託料についてでございます。2点目は、決算書133ページ、シティプロモーション推進事業の18負担金補助及び交付金、結婚新生活支援補助金についてでございます。3点目は、決算書143ページ、交通安全対策事業の18負担金補助及び交付金、幼児用ヘルメット購入助成金についてでございます。4点目は、決算書149ページ、重要物資備蓄事業の10需用費、消耗品費について。以上4点になります。

それでは、まず1点目の質問、決算書131ページ、ふるさと元気寄附支援委託料についてお聞きします。

3億5,893万276円計上されておりますが、まずふるさと元気寄附支援委託料の委託内容についてお聞きします。ただ、こちらにつきましては先ほど岡田委員からも同様の質問がありましたので、割愛いたします。

質問2、寄附額の増加に向けまして広告宣伝に取り組みられたとのことですが、寄附額の実績についてお伺いいたします。

○**飯阪光典委員長** 蓮池いずみアピール担当課長。

○**蓮池昌司市長公室広報・協働推進室いずみアピール担当課長** いずみアピール担当課長の蓮池です。

本市のふるさと元気寄附の実績については、令和4年度は6億6,927万4,693円、令和5年度については9億494万6,020円となり、令和4年度と比較すると約2.4億円増加しております。

以上です。

○**飯阪光典委員長** 大坪委員。

○**大坪 靖委員** ありがとうございます。令和5年度の寄附額は、令和4年度と比較し約2.4億円増加したことが確認できました。広告宣伝業務だけではなく、その他に魅力的な返礼品があることも功を奏したものではないかと思えます。

それでは、令和5年度に約9億円余りの寄附金を頂くことができたわけですが、主にどのような返礼品が選ばれているのかをお聞かせください。

○**飯阪光典委員長** 蓮池課長。

○**蓮池昌司市長公室広報・協働推進室いずみアピール担当課長** いずみアピール担当課長の蓮池です。

令和5年度の返礼品上位5品で申しますと、泉州タオル、コストコ会員権、カフェインレスドリップコーヒーの詰め合わせ、ハラミ肉、毛布などが選ばれている状況です。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

なお、現在はルール改正の影響によりまして、令和5年10月からコストコ会員権については返礼品の提供はしておりません。

以上です。

○飯阪光典委員長 大坪委員。

○大坪 靖委員 ルール改正によってコストコ会員権がなくなるとのことで非常に残念ですが、参考までに令和5年度におけるコストコ会員権の返戻に関する寄附額を教えてください。

○飯阪光典委員長 蓮池課長。

○蓮池昌司市長公室広報・協働推進室いずみアピール担当課長 いずみアピール担当課長の蓮池です。

令和5年度におけるコストコ会員権に係る寄附額ですが、4,797万4,000円でした。

以上です。

○飯阪光典委員長 大坪委員。

○大坪 靖委員 それでは、本市としまして魅力ある返礼品の発掘に努められているかと思いますが、具体的にあれば教えてください。

○飯阪光典委員長 蓮池課長。

○蓮池昌司市長公室広報・協働推進室いずみアピール担当課長 いずみアピール担当課長の蓮池です。

魅力ある返礼品を発掘すべく、市内の各事業所への営業活動を行っており、炭酸水メーカーや毛布、カーペットなどを新たに返礼品として登録し、多くの御寄附をいただいているところです。引き続き、魅力ある返礼品の登録を進めたいと考えております。

以上です。

○飯阪光典委員長 大坪委員。

○大坪 靖委員 ありがとうございます。

令和5年度のふるさと元気寄附事業の全体の予算額4億9,867万8,000円に対し、決算額は4億5,144万8,000円、実際の寄附額9億494万円という結果に対して評価はできると思います。

広告宣伝の強化をもちろん引き続き進めていただきたいではありますが、返礼品の発掘、これが非常に一番難しい問題かと思えます。ブランドがない、特産品そのものがない本市にとって、民間事業とも連携しながら返礼品の新たな発掘、アピールを進めていただくことを要望しまして、この項の質問を終わらせていただきます。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

続きまして、2点目の質問に移ります。

決算書133ページ、結婚新生活支援補助金についてお聞きします。

1,440万円計上されておりますが、この制度概要につきまして教えてください。

○飯阪光典委員長 蓮池いずみアピール担当課長。

○蓮池昌司市長公室広報・協働推進室いずみアピール担当課長 いずみアピール担当課長の蓮池です。

本補助制度は、新規に婚姻した世帯を対象に、婚姻に伴う新生活を経済的に支援することにより、本市の少子化対策の強化及び本市への移住・定住に資することを目的に実施しているもので、婚姻を機に市内で居住する新婚世帯の方に住宅購入や家賃等の住居費の一部について補助するものです。

以上です。

○飯阪光典委員長 大坪委員。

○大坪 靖委員 制度概要については確認できました。

それでは、次に交付対象者の条件について教えてください。

○飯阪光典委員長 蓮池課長。

○蓮池昌司市長公室広報・協働推進室いずみアピール担当課長 いずみアピール担当課長の蓮池です。

交付対象者については、新規に婚姻した世帯で夫婦の年齢がいずれも39歳以下で、年間の夫婦の所得を合算した金額が500万円未満であること、申請時に夫婦のどちらかの親世帯が和泉市に住民登録を行っていることなどを要件としております。

以上です。

○飯阪光典委員長 大坪委員。

○大坪 靖委員 補助対象者の条件について確認できました。

それでは次に、令和5年度の決算額が令和4年度と比較しまして約400万円増加しております。この要因についてお伺いします。

○飯阪光典委員長 蓮池課長。

○蓮池昌司市長公室広報・協働推進室いずみアピール担当課長 いずみアピール担当課長の蓮池です。

本事業につきましては、国が進めている少子化対策として2分の1の補助金を受けて、国の制度改正に合わせて本市も改正を行っております。令和5年度の主な改正内容については、

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

対象世帯の所得制限が400万円から500万円に引上げとなったほか、夫婦ともに29歳以下の世帯の場合、補助上限額が30万円から60万円に引き上げられたことが主な要因と考えております。

以上です。

○飯阪光典委員長 大坪委員。

○大坪 靖委員 決算額の増加した要因について確認をさせていただきましたが、本補助制度による事業効果について教えてください。

○飯阪光典委員長 蓮池課長。

○蓮池昌司市長公室広報・協働推進室いずみアピール担当課長 いずみアピール担当課長の蓮池です。

本補助制度を活用した方で婚姻をきっかけに他の自治体から移り住んだ方は70人中32人で、移住に一定の効果があつたと考えております。今後につきましては、補助制度の動向を注視しながら、事業効果等を踏まえて引き続き継続していく考えでございます。

以上です。

○飯阪光典委員長 大坪委員。

○大坪 靖委員 事業効果等を検証しながら制度のさらなる拡充を検討していただきますよう要望しまして、次の質問に移らせていただきます。

次に、3点目の質問、決算書143ページ、幼児用ヘルメット購入助成金についてお聞きします。

4か月児健診の幼児を対象としたヘルメット購入助成事業として19万4,000円計上されておりますが、令和5年度の利用実績をお伺いいたします。

○飯阪光典委員長 田口交通担当課長。

○田口泰三都市デザイン部都市政策室交通担当課長 交通担当課長の田口です。

令和5年度の利用実績ですが、1,078人の対象者に対し97名に助成し、助成率は8.9%となっております。

以上です。

○飯阪光典委員長 大坪委員。

○大坪 靖委員 助成率が大変低迷している状況になっておりますが、ヘルメット着用率の状況が分かればお聞かせください。

○飯阪光典委員長 田口課長。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

○田口泰三都市デザイン部都市政策室交通担当課長 交通担当課長の田口です。

ヘルメットの着用率ですが、本年9月に警察庁が公表した調査結果でいいますと、都道府県別で大阪府は5.5%と最も低く、本年3月に大阪府警察本部が公表した調査結果では、市区町村別で本市は16.4%と、泉南市の26.5%に次いで大阪府内で上位2位となっております。以上です。

○飯阪光典委員長 大坪委員。

○大坪 靖委員 大阪府は全国ワースト1ということですが、大阪府内では泉南市に次ぎ2位ということで、これまでの本市のヘルメット着用促進に向けた取組が少しずつ実を結んできたものと思います。

一方、私、見守り隊として街頭に立っておりまして、自転車に乗る高齢者の方が坂道に差しかかった際に転倒される場面をよくお見かけします。本市でも高齢化が進み、高齢者が起こす自転車事故が今後増え、身体的に衰えている高齢者は事故に遭うと重症化するケースが非常に多くなってくると思います。そこで、高齢者を対象としたヘルメット着用促進となる助成事業を検討いただけないか、市の見解をお聞かせください。

○飯阪光典委員長 田口課長。

○田口泰三都市デザイン部都市政策室交通担当課長 交通担当課長の田口です。

ヘルメット購入助成事業につきましては、他の議員からも事業拡充や周知啓発に関する意見、要望をいただいております。また、大阪府のヘルメット着用率が全国ワースト1といった状況を受け和泉警察署からの協力要請もあり、現在、多方面からヘルメット着用率の向上に向けた取組の検討を進めているところです。

以上です。

○飯阪光典委員長 大坪委員。

○大坪 靖委員 自転車に乗って事故に遭われ、亡くなられた方の約6割が頭部損傷などの致命傷を負っております。ヘルメットを着用していなかった方の致死率は、着用していた方に比べ約1.9倍高まるとの調査報告も出ております。予算の関係から対象者を例えば65歳以上とくに絞る必要はあるかもしれませんが、ヘルメット着用率を上げ市民の安全を守るためにも、自転車用ヘルメットの高齢者向け助成についてぜひ前向きに検討いただくことを要望して、この項の質問を終わらせていただきます。

それでは最後、4点目の質問、決算書149ページ、重要物資備蓄事業の中の消耗品費として231万2,943円計上されております。この内容についてお伺いいたしますが、まず消耗品の

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

中身につきましては、先ほどこれも岡田委員のほうから質問ありましたので、実際に令和5年度に重要備蓄物資としまして購入している物資の賞味期限切れの備蓄品の入替えを行ったと御答弁いただいておりますが、その備蓄品の内容と数を教えていただけますでしょうか。

○飯阪光典委員長 米田危機管理課長。

○米田尚礼危機管理部危機管理課長 危機管理課長の米田です。

入替えを行いました主な備蓄品と備蓄数は、アルファ化米が4,000食、ビスケットが2,400食、リゾットが1,000食などとなっております。

以上です。

○飯阪光典委員長 大坪委員。

○大坪 靖委員 ありがとうございます。

では、アルファ化米などの食料は何年ぐらいが賞味期限になるのでしょうか。また、賞味期限間際の備蓄品は廃棄しているのでしょうか、それとも別に活用されているのでしょうか、その点についてお伺いします。

○飯阪光典委員長 米田課長。

○米田尚礼危機管理部危機管理課長 危機管理課長の米田です。

備蓄食料の賞味期限は、備蓄品の種類にもよりますが、おおむね5年が賞味期限となっております。

次に、賞味期限間際の備蓄食料につきましては、防災訓練で使用したいと要望があった町会、自治会やこども食堂などに配付し活用しております。

以上です。

○飯阪光典委員長 大坪委員。

○大坪 靖委員 令和6年第3回定例会の一般質問にて、本市は大阪府指定の重要備蓄物資11品目に加え、避難者ニーズの高い品目、下着などの備蓄を検討しているとの御答弁をいただいております。命に関わってくる重要な事業費になると思いますので、災害地域の状況も十分見据えながら何がどれだけ必要か吟味していただくことを要望して、この質問を終わらせていただきます。

私からの質問は以上になります。ありがとうございます。

○飯阪光典委員長 他に質疑の発言はございませんか。

大浦委員。

○大浦まさし委員 市民未来の会、大浦でございます。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

私からは4点質問させていただきます。

最初に、ページ数と項目を申し上げます。

123ページ、広報いずみ等配布委託料、そして131ページ、青色防犯パトロール車整備委託料、133ページ、情報発信等総合委託料、143ページ、交通安全施設整備事業費補助金、以上4点でございます。

123ページの広報いずみからさせていただきます。

まず、広報いずみはどのような方法で配布されてるか、確認の意味でお聞きいたします。

○飯阪光典委員長 蓮池いずみアピール担当課長。

○蓮池昌司市長公室広報・協働推進室いずみアピール担当課長 いずみアピール担当課長の蓮池です。

広報いずみは、町会、自治会を通じて各世帯に配布を行っており、町会、自治会に加入されていない世帯に対しては個別に宅配し配布を行っております。

以上です。

○飯阪光典委員長 大浦委員。

○大浦まさし委員 ありがとうございます。町会、自治会を通じた配布のほか、町会、自治会に加入されていない方には個別配布されているということですが、ある場所では未読のまま大量に広報を積み上げられてる場面も見ましたし、団地なんかでは下で、多分読まれてないだろうなという形でほかされてるのを、そういう場面に出くわしたことがあります。

広報いずみは、紙の媒体のほか、ホームページでも閲覧できますし市公式LINEでも発信されているなど、市民が市政情報を取得する手段を幾つも確保しておりまして、必ずしも紙でないといけないという必要はないのじゃないのかなというふうに思います。全世帯に紙媒体で配布する根拠というのはあるんでしょうか。

○飯阪光典委員長 蓮池課長。

○蓮池昌司市長公室広報・協働推進室いずみアピール担当課長 いずみアピール担当課長の蓮池です。

全世帯への広報の配布については、和泉市広報発行規程第8条に、広報は発行の都度1世帯に1部無償配布すると定められており、当該規定に基づき配布を行っているところです。

以上です。

○飯阪光典委員長 大浦委員。

○大浦まさし委員 ありがとうございます。和泉市広報発行規程第8条でもう決められてると

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

いうふうに、分かりました。でも、紙媒体の全世帯への配布が本当に今現在の社会情勢の中で最適な方法なのかなというのは今後考えていく必要があると思います。日常生活におきましても、例えばスマートフォンの世帯保有率が90%を超えて、電子書籍で読書を楽しんでいるというのはもう珍しくなくなってきました。こんなデジタル化が進んでる間、紙媒体が必要な世帯だけに配布するとか、時代の潮流に合わせて配布の在り方を考えていく必要があるのではないかなと思います。またSDGsの観点からも、規程の改正を視野に入れて、配布方法に関する研究を進めていただくことを要望して、もうこの質問は終わらせていただきます。

続きまして2点目、青色防犯パトロールなんですけども、先ほど阿部委員から詳しく質問をしていただきまして、聞きたい内容もよく分かりましたので、私からは1つだけ、この不用額が100万円に対して25万2,000円ということで約4分の1残っておりましたが、これは整備台数が減少して不用額が発生したのかなというふうに危惧しておりましたんですけども、この不用額が発生した理由だけお答えください。

○飯阪光典委員長 藤木財産管理担当課長。

○藤木 守総務部総務管財室財産管理担当課長 財産管理担当課長の藤木です。

整備台数につきましては、当初予算において計上した内容のとおり4台の整備を行っており、不用額につきましては落札差金によるものです。

以上です。

○飯阪光典委員長 大浦委員。

○大浦まさし委員 ありがとうございます。予算額100万円に対して落札者が70万8,000円だったということだということで、安心しました。もうこれについてはこれで終わります。

次に、131ページ、備品購入費、車両等購入費938万6,413円がありますけども、この購入費の内容についてお聞きします。

○飯阪光典委員長 藤木財産管理担当課長。

○藤木 守総務部総務管財室財産管理担当課長 財産管理担当課長の藤木です。

車両購入費につきましては、公用車の購入費として電気軽自動車3台、ガソリン軽自動車1台、自転車1台を購入したものです。

以上です。

○飯阪光典委員長 大浦委員。

○大浦まさし委員 ありがとうございます。電気軽自動車3台を購入されていると。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

以前から公用車のゼロエミッション化を進めているというふうにお聞きはしてるんですけども、改めて何に基づいてこのような計画を進めてるのか、お聞きします。

○飯阪光典委員長 藤木課長。

○藤木 守総務部総務管財室財産管理担当課長 財産管理担当課長の藤木です。

公用車のゼロエミッション化につきましては、令和4年1月に策定した和泉市公用車ゼロエミッション車導入プランに基づき、令和12年度までに公用車に占めるZEVの割合について30%にすることを目標にしています。このプラン策定の背景といたしましては、国が進めるカーボンニュートラルの一環として、令和3年に国において令和17年度までに乗用車の新車販売で電動車100%を実現することが表明され、大阪府においても大阪自動車環境対策推進会議において、府民、各種団体、事業者や行政機関などあらゆる主体がそれぞれの活動や役割の中で電動車の普及、利用拡大を推進していくことが重要であるとしておおさか電動車普及戦略が策定されました。この戦略においても、令和12年までの普及に向けた目標として、全ての乗用車の新車販売に占めるZEVの割合を4割とするなどが定められております。これらを受け、本市においても導入プランを策定し、公用車への電気自動車等の導入を計画的に行っているものです。

以上です。

○飯阪光典委員長 大浦委員。

○大浦まさし委員 ありがとうございます。

これなんですけど、何に基づいてかというのはよく分かったんですけども、欧州連合、EUにおきましては、これまで電気自動車の導入を促進するために、2035年までにガソリン車の新車販売を全て禁止するという方針が示されておったんですけども、去年の3月にそれは撤回されてます。また、大手のディーラーのボルボなんかでは、2030年までに新車販売の全てを電気自動車にするという目標を掲げていましたが、この方針も撤回されました。これらの現象は、電気自動車の需要が大きく減速していることや、ガソリン車と比べて高額であることなどの要因があると考えられております。

日本においてもこのような波が訪れるのではないのかなというふうには私は危惧しているところがございますけども、現在、国も購入補助金を出していますが、これもいつなくなるかわからないと。高額の出費になっていくことがもう想定されます。また、充電スタンドもそれほど多くないということなど、ガソリン車と比べれば不便であると感じます。

このような中で、本市で取り組んでいる公用車ゼロエミッション化ですが、これまでの取

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

組を否定するつもりではございませんが、社会情勢を踏まえて見直す予定はないのかお聞きします。

○飯阪光典委員長 藤木課長。

○藤木 守総務部総務管財室財産管理担当課長 財産管理担当課長の藤木です。

国や大阪府におきましては方針転換をするといった情報はございませんので、現時点においては導入プランを見直す予定はございませんが、ゼロカーボンシティを目指した取組の一つとして、環境負荷軽減の観点や買換えに係るコスト面については十分に注視しながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○飯阪光典委員長 大浦委員。

○大浦まさし委員 ありがとうございます。

日本政府はヨーロッパのはやりに流されやすいというところもありますし、この方針、大阪府もある日突然これが変わる可能性も高いんじゃないかなと僕は考えてるんです。このEV化、本市においてはあまり前のめりにならないようお願いしたいかなということだけ申し上げて、この質問も終わります。

最後、143ページ、交通安全施設整備事業、14工事請負費についてお聞きをいたします。

工事の内容について、またこれらの工事のうち国の補助金などがございましたら、それについても教えていただけますでしょうか。

○飯阪光典委員長 山抱維持担当課長。

○山抱正嗣都市デザイン部土木維持管理室長兼維持担当課長 維持担当課長の山抱です。

令和5年度の工事内容につきましては、道路反射鏡の設置や建て替えが16件、区画線の設置が54か所、道路照明灯の設置が1か所並びに通学路の安全対策工事として道路路側帯のカラー舗装化を4路線実施したものです。

国の補助金につきましては、通学路の安全対策としてのカラー舗装化工事について事業費の55%、294万1,000円の補助金を頂いております。

以上です。

○飯阪光典委員長 大浦委員。

○大浦まさし委員 分かりました。

それでは次に、私の地元からの多くの対策の声もありまして、以前から会派要望として青色の自転車通行帯の設置を要望しております。それに向けては、さきに自転車の活用推進計

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

画策定が必要との見解をお聞きしておりますけども、策定後に自転車通行帯を設置する際にはカラー舗装化の補助金が活用できるのかどうか、また、補助の対象とならないのであればほかに対象となるような補助金はないのでしょうか。

○飯阪光典委員長 山抱課長。

○山抱正嗣都市デザイン部土木維持管理室長兼維持担当課長 維持担当課長の山抱です。

令和5年度のカラー舗装化工事に対して補助金を頂いた事業メニューとしては、通学路の安全対策事業に対して補助されるものですので、基本的には自転車通行空間整備に適用されるものではないと考えています。しかしながら、国の補助金、交付金のメニューの中には自転車活用推進計画に基づく自転車通行空間の整備に活用できるものもあるため、そのあたりの進め方については、今後もどのような整備手法、交付金メニューが望ましいのか、推進計画の策定と並行して調査してまいります。

以上です。

○飯阪光典委員長 大浦委員。

○大浦まさし委員 ありがとうございます。

質問は終わりなんですけど、設置する場所としましては、例えば2車線道路ですね。2車線あって、車の交通量が多くて歩道が狭いというところから優先的に進めていただくことを要望したいと思います。

とにかく数年前から毎年、会派要望としても、先ほども言いましたけど、上げさせていただいております。ですから、それ以上前から市民からは、周りの堺市とか高石市、泉大津市でやっているのに何で和泉市はやらへんのかというふうなことをずっと言われてます。今も言われてます。そういう指摘をいただいて要望しているのですが、現在も未着手の状況に、まだやらないのかというところで、自転車活用推進計画というそれも分かるんですけども、市民からするとそんな計画ははっきり言ってどうでもよくて、早く対策してくれと施工を望んでるわけです。来年度は小範囲でもいいんで着手するような予算をつけていただいて進めていただきたいということを要望して、私の全ての質問を終わります。ありがとうございます。

○飯阪光典委員長 委員会の途中でありますが、お昼のため午後1時まで休憩いたします。

(午前11時53分休憩)



(午後 1 時00分再開)

○**埜田英伸副委員長** 午前に引き続き委員会を開きます。

他に質疑の発言はございませんか。

松田委員。

○**松田義人委員** 五月会、松田です。よろしくお願いします。

それでは 1 点目、決算書の125ページ、人権教育・啓発推進事業の12委託料。次に 2 点目、126ページ、人権文化センター管理運営事業について、それから 3 点目、137ページ、IT活用推進事業の 7 報償費、4 点目が151ページ、市民税等賦課事業の11役務費、これに関連しまして153ページ、固定資産税・都市計画税賦課事業、同ページの市税収納管理事業、155ページ、各種証明書交付事業、それぞれの11役務費、この 4 項目について質疑をさせていただきます。

まず、1 点目としまして125ページ、人権教育・啓発推進事業の12委託料、こちらで市民意識調査委託料がございます。こちらについて、この調査の目的、それから意義についてお聞かせください。

○**埜田英伸副委員長** 藤原人権・男女参画担当課長。

○**藤原氏保総務部人権・男女参画室人権・男女参画担当課長** 人権・男女参画担当課長、藤原です。

住民の生活や市政に対する意見、満足度等を把握するとともに、本市施策及び市民のニーズに係る現状分析とその結果に基づく課題解決や今後の市政運営の方針、サービスの向上について検討し、施策立案に資することを目的として実施したものです。

以上です。

○**埜田英伸副委員長** 松田委員。

○**松田義人委員** 本市のホームページを確認させていただきました。

本調査の分析結果については、令和 6 年11月 5 日、ほんの 2 日前ですけれども、ようやく公開されたということのようでございます。ホームページでの公開が遅れた理由についてお聞かせください。

○**埜田英伸副委員長** 藤原課長。

○**藤原氏保総務部人権・男女参画室人権・男女参画担当課長** 人権・男女参画担当課長、藤原です。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

アンケート結果を基にした市職員研修の実施後、結果を公開する予定でしたが、市職員研修の実施が遅れたことから公開が遅れたものです。

以上です。

○埴田英伸副委員長 松田委員。

○松田義人委員 ありがとうございます。

今回のこの調査につきましては、人権・男女参画室、それから福祉総務課、子育て支援室、くらしサポート課の4課で実施をしたと聞いております。これまでこのような調査の形というのはなかったのかなというふうに思いますが、なぜこの4課で実施したのか、その理由についてお聞かせください。

○埴田英伸副委員長 藤原課長。

○藤原氏保総務部人権・男女参画室人権・男女参画担当課長 人権・男女参画担当課長、藤原です。

福祉、人権系の課において、特に市民のニーズを反映した行政運営を行う必要が高いという問題意識から、人権・男女参画担当、くらしサポート担当、福祉政策担当、子育て支援担当の4課で共同で調査を実施することとしたものです。

以上です。

○埴田英伸副委員長 松田委員。

○松田義人委員 ありがとうございます。

4課の共同でということ、人権でありますとか福祉の部分に特化をしてということのかなというふうに思うわけですが、その関連で言いますと、人権・男女参画の担当課におきましては、前年度であります令和4年度、こちらでは予算をかけずに職員さんの御努力をいただいて、人権及び男女共同参画の部分についてですけれども、LINEを使ってのアンケート調査を実施しておるということですが、令和5年度はなぜ事業者に委託をしたのかお聞かせください。

○埴田英伸副委員長 藤原課長。

○藤原氏保総務部人権・男女参画室人権・男女参画担当課長 人権・男女参画担当課長、藤原です。

令和4年度においては、人権及び男女共同参画に係る市民の意識や現状についての考えを把握することを目的として、人権及び男女共同参画について、それぞれLINEにてアンケート調査及び単純集計について市が直接実施したのですが、令和5年度においては、アン

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

ケート結果データについて、単純集計及び属性及び設問間のクロス集計の実施、また、集計結果に基づいた専門的知識及び経験から各設問の分析を行うこととし、市職員で実施することが困難であることから事業者へ委託したものです。

以上です。

○埴田英伸副委員長 松田委員。

○松田義人委員 ありがとうございます。

このアンケートに回答いただいた市民の方からお声をいただいておりますけれども、この質問の意図が分かりにくいというような声がございました。市としてはそのような市民の意見とか声について把握をしているのか、お聞かせください。

○埴田英伸副委員長 藤原課長。

○藤原氏保総務部人権・男女参画室人権・男女参画担当課長 人権・男女参画担当課長、藤原です。

アンケートに回答した市民の方からは、直接意見などはありませんでした。

以上です。

○埴田英伸副委員長 松田委員。

○松田義人委員 市民の方からは直接はなかったということですが、例えばですけど、ほかの3課のところは答えにくいかなと思いますが、人権・男女参画の担当の部分でも結構ですが、このアンケートに関わった職員さんのほうからはそのような意見とか、そういうのはなかったでしょうか。

またもう一つは、この設問というのは職員の方の意見は入っておるのか、もう事業者のほうに全てお任せしたのか、分かる範囲でお答えいただきたいです。

○埴田英伸副委員長 藤原課長。

○藤原氏保総務部人権・男女参画室人権・男女参画担当課長 人権・男女参画担当課長、藤原です。

職員の方からは直接意見などは聞いておりません。また、設問については職員の方で考えたと聞いております。

以上です。

○埴田英伸副委員長 松田委員。

○松田義人委員 ありがとうございます。

では、このアンケートですが、もともとは2回実施をする予定であったというふう

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

に記憶しておるんですけれども、これが1回になってしまったという理由についてお聞かせください。

○埜田英伸副委員長 藤原課長。

○藤原氏保総務部人権・男女参画室人権・男女参画担当課長 人権・男女参画担当課長、藤原です。

業務仕様書において、アンケート実施回数については当初20設問を2回実施することを想定していましたが、設問数が多いほうが効果的、効率的なクロス集計及び分析が可能となるとの判断から1回の実施としたものです。

以上です。

○埜田英伸副委員長 松田委員。

○松田義人委員 ありがとうございます。

先ほど御答弁いただきましたように、設問については職員の方が考えていただいたということですので、もともとの予定であるアンケートが2回ということでしたので、その設問などについてはもう少し工夫をしていただいて、クロス集計は設問は多いほうがいいのかと思いますけれども、やはり2回という回数が必要だったのかなというふうにも感じております。

今回、4課で合同で実施をしたということになるんですけれども、このアンケート結果のホームページへの公開の遅れ、やはり遅いなということ、それからアンケートの実施の回数が1回というふうになっておるといふところを見ますと、やはり準備不足でありますとか進行の管理に課題があったのではないかなというふうに感じるところです。実際にアンケートを進めるに当たってどのような体制で業務を行ったのか、お聞かせいただきたいと思います。

また、業務を遂行するに当たり、実務者の会議でも担当の副市長が参加していたというふうにも聞いております。そのような体制で業務を進めた理由も併せてお聞かせください。

○埜田英伸副委員長 藤原課長。

○藤原氏保総務部人権・男女参画室人権・男女参画担当課長 人権・男女参画担当課長、藤原です。

4課共同での取組は初めてのことであり、業務の進め方など、想定していたよりも時間を要したものです。

業務の体制ですが、4課の担当課長を中心に進行管理を行い、内容により、実務担当者が業務を行ったものです。また、担当副市長には内容に応じてこれまでの経験を生かして意見をいただいたものです。

以上です。

○埜田英伸副委員長 松田委員。

○松田義人委員 ありがとうございます。

このアンケートにつきましては4課の共同ということでもありますので、今回こういう形で実施をしたことによります効果についてお聞かせいただきたいと思えます。

○埜田英伸副委員長 藤原課長。

○藤原氏保総務部人権・男女参画室人権・男女参画担当課長 人権・男女参画担当課長、藤原です。

アンケートを実施することで、市民の生活や市政に対する意見や満足度を調査分析し、課題や市民ニーズを把握することができたものと考えます。

また、4課共同で実施したことによる効果については、先ほど答弁いたしました職員研修を通じて各課の業務の比較及び施策の認知度を確認することができ、各課連携による分析や意見交換を行うことで職員の資質向上が図れたものと考えております。

今後、アンケート結果に基づき、課題解決やサービスの向上について検討を行い、今後の施策に反映したいと考えます。

以上です。

○埜田英伸副委員長 松田委員。

○松田義人委員 ありがとうございます。

これまでにない新しい取組ということで、4つの部署での合同でのアンケートを実施していただいたということで、そういう新しい取組、いろんな形で工夫をしてということにつきましては一定評価できるのかなというふうに感じております。

ただ、せっかく幾つかの部署で共同でアンケートを取ったということですので、例えばですけれども、防災の関係でありますとかインフラの整備、また教育とか産業についても聞きたいことがあったのではないかなと、このような視点が今回抜けてないかなというようなところがあります。ぜひ今後、このような体制でのアンケート調査とか続けていただくようなことがありましたら、最後に御答弁いただいた今後の施策に反映したいということですので、そういう体制も、また視点もしっかりと持っていただいて、このようなアンケートを続けていただきたいというふうに思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

2点目、126ページの人権文化センター管理運営事業について質問させていただきます。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

この管理運営事業に関連しまして、市のホームページに人権文化センター、愛称はゆう・ゆうプラザですけれども、こちらの貸室の空き状況が確認できるページがありますけれども、その内容についてお聞かせください。

○埴田英伸副委員長 高島人権文化センター所長。

○高島 郷総務部人権・男女参画室人権文化センター所長 人権文化センター所長の高島です。

人権文化センター貸室利用者の利便性の向上を目的として、空き室の状況について市ホームページ及びスマートフォンにて確認することができるものです。

なお、空き状況の確認につきましては、ホームページの掲載と併せて電話による問合せの対応も従前と変わりなく行っております。

以上です。

○埴田英伸副委員長 松田委員。

○松田義人委員 ありがとうございます。

ホームページの掲載に至るまでの作業の内容についてお聞かせください。

○埴田英伸副委員長 高島所長。

○高島 郷総務部人権・男女参画室人権文化センター所長 人権文化センター所長の高島です。

貸室利用状況の入力につきましては、当センター職員が貸室の受付状況を基に、業務のシステム化や効率化を実現できるツールの一つでありますk i n t o n eにて構築しました入力システムにて利用状況を入力し、ホームページに掲載しております。

以上です。

○埴田英伸副委員長 松田委員。

○松田義人委員 御答弁いただきましたように、職員の方の作業ということで御苦労いただいて、ホームページで確認できるようになったということなんですけれども、それを聞いておりますとやはり市民の方の利便性というのは上がってるのかなというふうに思うんですけれども、今回このホームページへ掲載したことに對しまして、利用者の方からの問合せとか反応というようなお声があればお聞かせください。

○埴田英伸副委員長 高島所長。

○高島 郷総務部人権・男女参画室人権文化センター所長 人権文化センター所長の高島です。

以前の貸室空き状況の掲載につきましては職員がエクセルに使用状況を入力した一覧表をPDFに加工して掲載しておりましたが、掲載までにタイムラグがあり実際の予約状況と差異が生じていましたことから、ホームページの空き状況を見て後日申請に来られた方が、申

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

請時点で既に利用が入っていたことにより希望される貸室を利用いただけないというケースがありました。k i n t o n eを導入しリアルタイムでの表示が実現したことにより、先ほどのようなケースが減少し、貸室利用者の利便性向上に寄与しているものと考えております。以上です。

○埜田英伸副委員長 松田委員。

○松田義人委員 ありがとうございます。

実はこれ、質問させていただきましたが、決算書に費用といますか項目として上がっているところではございません。しかし、大きな予算といますかお金を使わなくても、職員の方の知恵と工夫で市民の方の利便性が上がっているということで、あえて質問をさせていただきました。このような例はほかにもあると思いますけれども、ぜひ今後も、このような創意工夫を取っていただきながら、いろいろ予算を使わなくてもできるところをきめ細かく取り組んでいただきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

続きまして3点目、137ページのI T活用推進事業の7報償費、こちらにありますD Xアドバイザー報償費としまして3万2,000円が支出をされております。この報償費の取組の内容を教えてくださいと思います。

○松田義人委員 赤松I T活用推進担当課長。

○赤松宏紀市長公室政策企画室I T活用推進担当課長 I T活用推進担当課長の赤松です。

D Xアドバイザーについては、国の自治体デジタルトランスフォーメーション推進計画の策定を受けまして、本市でも令和4年度より外部のデジタル人材の知見も活用しながら全庁的にD X推進に取り組むため登用しているものです。

令和5年度については1回1万6,000円の報償費として計2回分を支出したもので、翌年度以降のD X推進の方向性に関する意見交換やデジタル活用に係る事務改善発表への公表などをいただいたものです。

以上です。

○埜田英伸副委員長 松田委員。

○松田義人委員 ありがとうございます。ただいま御答弁いただきましたので、この内容については理解をさせていただきました。

それでは、この取組の成果についてお聞かせください。

○埜田英伸副委員長 赤松課長。

○赤松宏紀市長公室政策企画室I T活用推進担当課長 I T活用推進担当課長の赤松です。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

今年度より、DXに係る取組として、市民が申請書に記載することなく住民票等を取得できる書かない窓口システムの構築や、申請、審査、給付といった事務の流れを一連の処理で可能とするフルデジタル化に向けた制度設計の取組を始めております。これらの業務をはじめとして、DXアドバイザーからDXに関する様々な知見を得ることができるなど、DX推進に一定の効果があったものと考えております。

以上です。

○埴田英伸副委員長 松田委員。

○松田義人委員 効果にあっても一定のものがあつたということでお答えをいただきました。

それでは、このアドバイザーの選定方法、それから今後の登用の予定について教えてください。

○埴田英伸副委員長 赤松課長。

○赤松宏紀市長公室政策企画室 IT活用推進担当課長 IT活用推進担当課長の赤松です。

行政におけるDXアドバイザーについては情報技術に加えて行政事務にも知見を有することが必要であり、本アドバイザーは、民間のシステムベンダーでの勤務や他自治体において部長職や情報政策における顧問職の経験があつたことから就任を依頼し、登用したものです。

今後の登用については、今年度においてフルデジタル化に向けた制度設計の取組において全体計画書を作成することとしており、今後は具体的な実装の段階に入っていくことなどから、令和7年度以降の登用は行わない予定です。

以上です。

○埴田英伸副委員長 松田委員。

○松田義人委員 ありがとうございます。成果についても御答弁をいただいたということ、また、今後の予定についても理解をさせていただきました。

そこで、最後にお聞きしたいんですけども、令和4年度から令和6年度にかけてDXアドバイザーを委嘱しておるんですけども、今回のDXアドバイザーのこの取組に関わつた職員の方の気づきとか感想について、あればお聞かせください。

○埴田英伸副委員長 赤松課長。

○赤松宏紀市長公室政策企画室 IT活用推進担当課長 IT活用推進担当課長の赤松です。

意見交換等が主であつたため職員アンケート等は実施しておらず、具体的な感想等は把握しておりませんが、DX推進に関する気づきや機運醸成など職員の意識変化につながつたほか、先進的な事例の習得などの効果があつたものと考えております。

以上です。

○埜田英伸副委員長 松田委員。

○松田義人委員 ありがとうございます。

このDXアドバイザーについては令和6年度で終了する事業ということなんですけれども、せっかくこれまでにないようなアドバイザーということで取組をしていただいたわけですので、その点については一定の評価はできるのかなというふうに思うんですけれども、ただやはり、せっかく受けていただきましたので、職員の方のアンケートとか感じていることを知りたかったなというふうにも思います。

それからもう一つは、アドバイザーの今回の選任の方法について少し疑問が残るかなというふうにも感じております。例えば審議会の委員さんでありますとかについては選定委員会などで選任をしていると。ほかにも選定委員会というのがありますので、このアドバイザーについても、誰が見ても公平で公正、もちろんアドバイザーの方の知見といいますか、見識は確保されているということが条件だと思いますけれども、そんな方が1人ということではないと思いますので、このアドバイザーの選任の方法についても明確な分かりやすいルールというのが今後必要ではないかなと、そのルールにのっとって選任すべきかなというふうに思っております。まさか行政のすることですので一本釣りで行っているようなことはないと思いますので、分かりやすいルールづくりをお願いしたいというふうに思っております。その点について要望させていただきます。

続いて、4点目になります。

これは151ページ、市民税等賦課事業、これの11の役務費、それに関わって、ほかに153ページ、それから155ページにもあります。そちらの11役務費のところになりますが、キャッシュレスの決済手数料についてお聞きをいたします。

これは税務室と市民室のキャッシュレス決済のものでございますけれども、この手数料の内容と、それから導入時からの利用状況についてお聞かせください。

○埜田英伸副委員長 山口資産税担当課長。

○山口尚久総務部税務室資産税担当課長 資産税担当課長の山口です。

各種証明書を発行する窓口では、令和4年10月から証明手数料等の支払いにPay Payを導入しております。

税務室の利用状況につきましては、令和4年度末で5.8%、令和5年度末で6.4%、令和6年9月末現在では7.0%の利用率となっています。

以上です。

○埜田英伸副委員長 藤原市民担当課長。

○藤原 泉市民生活部市民室市民担当課長 市民担当課長の藤原です。

市民室の利用状況につきましては、令和4年度末で7.2%、令和5年度末で7.9%、令和6年9月末現在では10.6%の利用率となっています。

以上です。

○埜田英伸副委員長 松田委員。

○松田義人委員 ありがとうございます。御答弁いただきましたので、利用状況については理解をさせていただきました。

キャッシュレス決済といいましても、現在ではその種類が日々増えておるといふふうに思います。御答弁いただいた中からは、私、個人的には利用率が低いのかなと、もっと高くてもいいんじゃないかなといふふうに思うんですけども、P a y P a yとは別のキャッシュレスの決済もあるといふふうに思いますので、そのような決済方法を利用したいといふような方もおるとお思いますので、この決済方法の拡充については可能なのかお聞かせください。

○埜田英伸副委員長 藤原課長。

○藤原 泉市民生活部市民室市民担当課長 市民担当課長の藤原です。

市民室では、令和5年度にキャッシュレス決済に関するアンケート調査を行ったところ、現金に次いでP a y P a y、クレジットカード払いを希望する声が多く、また、他のQRコード決済や電子マネーについても利用を希望する回答がありました。

今後においては、さらなる市民サービスの向上を図るため、P a y P a y以外のキャッシュレス決済の拡充について検討してまいります。

以上です。

○埜田英伸副委員長 松田委員。

○松田義人委員 ありがとうございます。アンケート調査の結果で、様々なキャッシュレス決済の要望があるということが分かりました。市役所の窓口において、支払いの手段の選択の幅が広がり、利便性も上がるということは望ましいことではないかなといふふうに思っております。

一方で、スマートフォンの操作が不慣れな方、また高齢者の方、そのような方の中にはキャッシュレス決済は不安でありますとか利用しづらい、また、そもそも使い方が分からないといふような方もいらっしゃるといふふうに思います。キャッシュレス化が進むにつれて、

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

多様化する支払い方法について正しい理解、それから使い方の理解ということが必要になるのではないかなというふうに思います。高齢者の方や情報弱者の方が社会に取り残されないよう、メディアリテラシーといますかキャッシュレスリテラシー、こちらの向上にも取り組んでいただきたいというふうに思っております。

またもう一点は、職員の方にとりまして決済手段が増えるということで事務が煩雑になるということも懸念されるというところでもありますので、DXを活用するなど創意工夫した方法でキャッシュレス決済が拡充されるということを要望させていただきまして、私の質疑を終わります。ありがとうございました。

○**埴田英伸副委員長** 他に質疑の発言はございませんか。

小林委員。

○**小林昌子委員** 2点お伺いします。

133ページ、結婚新生活支援補助金について、2点目が141ページ、自転車等放置防止対策事業についてお聞きいたします。さきに御質問された方がいらっしゃいますので、重ならない部分だけで質問をいたします。

令和3年度以降に本制度を利用された方が市外に転居され、和泉市民でなくなった事例はいかほどあるのか、お伺いいたします。

○**埴田英伸副委員長** 蓮池いずみアピール担当課長。

○**蓮池昌司市長公室広報・協働推進室いずみアピール担当課長** いずみアピール担当課長の蓮池です。

令和3年度以降ですと2件が市外転出しております。

以上です。

○**埴田英伸副委員長** 小林委員。

○**小林昌子委員** 状況は分かりました。越してきてすぐに転居しないといけないという事情があるから転居をされるんだというふうに理解しておりますけれども、ある一定期間を住んでいない人でも、それなりの理由を申し出たらその頂いたお金は返還する必要がないのか、そのあたりをどんなふうに行政として決めておられるのか、お伺いいたします。

○**埴田英伸副委員長** 蓮池課長。

○**蓮池昌司市長公室広報・協働推進室いずみアピール担当課長** いずみアピール担当課長の蓮池です。

本事業につきましては、市外転居といった理由等によりまして補助金を返還していただく

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

というような規定はございません。

以上です。

○埜田英伸副委員長 小林委員。

○小林昌子委員 今回の御答弁から、やむを得ず転居しないといけない状況の人もそうでない人も、何らかの理由をつけて転居をしても一切返還の必要がないというふうに理解したんですけど、その理解でよろしいですか。

○埜田英伸副委員長 蓮池課長。

○蓮池昌司市長公室広報・協働推進室いずみアピール担当課長 いずみアピール担当課長の蓮池です。

委員のおっしゃるとおりでございます。

以上です。

○埜田英伸副委員長 小林委員。

○小林昌子委員 分かりました。

全ての人が善人だという前提であれば、今までそういう被害に遭ってないからこれでいけるといふふうに思っておられるか分かりませんが、税金は市民の皆さんからお預かりしたお金でもありますので、万に一つ私が想定をしているようなことで使われたら取り返しがつかないなというふうに、取り越し苦労と思われるかも分かりませんが、私は思います。やはりある一定程度の歯止めというのは、税金というか皆さんから頂いたものをお預かりして運営をしていくんだから、私はある歯止め、そういう悪意のある人が今まではいなかったからいいようなものの、これからもあり続けるという保証はないので、ある程度の縛りをつくるほうがいいのではないかとこのように思いますので、そのあたりの御見解をお伺いいたします。

○埜田英伸副委員長 蓮池課長。

○蓮池昌司市長公室広報・協働推進室いずみアピール担当課長 いずみアピール担当課長の蓮池でございます。

貴重な意見として拝聴させていただきます。

以上です。

○埜田英伸副委員長 小林委員。

○小林昌子委員 貴重な意見としてということは聞こえたんですけど、その後の語尾がしっかりと聞き取れてないので、すみません、もう一回言っていただけませんか。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

○埜田英伸副委員長 蓮池課長。

○蓮池昌司市長公室広報・協働推進室いずみアピール担当課長 いずみアピール担当課長の蓮池です。

貴重な御意見として拝聴させていただきます。

以上です。

○埜田英伸副委員長 小林委員。

○小林昌子委員 拝聴していただくのはいいんですけど、私が望んでいるのは、そういう事例も含めて今後この制度というのをさらにバージョンアップできないかなと思っているんですけども、そのことについてお考えをお聞きいたします。

○埜田英伸副委員長 蓮池課長。

○蓮池昌司市長公室広報・協働推進室いずみアピール担当課長 いずみアピール担当課長の蓮池です。

貴重な御意見として、また拝聴させていただきます。

以上です。

○埜田英伸副委員長 小林委員。

○小林昌子委員 拝聴するというのはお聞きしますということで、これは私の理解ですけど、対応するともしないとも、行政としての判断は全然私には伝わってこないんです。

私は、これは税で運営しているんだから、今まではそういう方がなかったにしても、これからはそういう人が出てこないとは限らないから、次善の策としてそういうことを想定して、税を無駄にしないようなことをするというのは行政の責務だと思ってますので、従来そのままでは、私個人としては税の使い方で100点ではないと思うんです。できるだけ100点の使い方をしていただけないかなと思っておりますので、しつこいようですが、もう一回考えをお聞きいたします。

○埜田英伸副委員長 答弁をお願いします。

蓮池課長。

○蓮池昌司市長公室広報・協働推進室いずみアピール担当課長 いずみアピール担当課長の蓮池です。

今お聞きしたばかりというところもございまして、ちょっと今後の課題としていきたいと思えます。

以上です。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

○埜田英伸副委員長 小林委員。

○小林昌子委員 ちょっと最後、語尾が分からないの。もうちょっとはっきりお願いできませんか。

○埜田英伸副委員長 蓮池課長。

○蓮池昌司市長公室広報・協働推進室いずみアピール担当課長 いずみアピール担当課長の蓮池です。

今お聞きしたばかりでございますので、今後の課題としてまいりたいと思います。

以上です。

○埜田英伸副委員長 小林委員。

○小林昌子委員 分かりました。

じゃ、課題と捉えて何らかの判断をされると理解しましたが、その理解でよろしいですか。

○埜田英伸副委員長 蓮池課長。

○蓮池昌司市長公室広報・協働推進室いずみアピール担当課長 いずみアピール担当課長の蓮池です。

そのとおりでございます。

以上です。

○埜田英伸副委員長 小林委員。

○小林昌子委員 しっかりと対応していただきたいと思います。

次に、2点目ですけど、141ページに駐車・駐輪対策事業というのが掲載されております。これの委託料のうち自転車等放置防止対策事業委託料についてお聞きします。

過去3年間の自転車、原動機付自転車の撤去台数と返還台数をお聞きいたします。

○埜田英伸副委員長 田口交通担当課長。

○田口泰三都市デザイン部都市政策室交通担当課長 交通担当課長の田口です。

過去3年間の自転車の撤去・返還台数ですが、撤去台数は令和5年度が353台、令和4年度が425台、令和3年度が430台で、返還台数は令和5年度が138台、令和4年度が159台、令和3年度が165台となっています。

次に、原動機付自転車の撤去・返還台数ですが、撤去台数は令和5年度が22台、令和4年度が38台、令和3年度が30台で、返還台数は令和5年度が18台、令和4年度が33台、令和3年度が25台となっています。

以上です。

○埜田英伸副委員長 小林委員。

○小林昌子委員 分かりました。

通告してなかったなので、分からなかったらまた後で資料を頂いたらいいんですけども、この事業を行うためにいかほどの人件費を必要としているのか、お聞きいたします。

○埜田英伸副委員長 答弁できますか。

田口課長。

○田口泰三都市デザイン部都市政策室交通担当課長 交通担当課長の田口です。

人件費につきましては、放置自転車等防止業務に関して、管理公社に対してプロパー人件費として約670万円、放置自転車街頭指導及び自転車等管理返還業務、こちらに関しては管理公社がシルバー人材センターと契約いたしまして、そちらの合計が約300万円となっています。

以上です。

○埜田英伸副委員長 小林委員。

○小林昌子委員 分かりました。

このことは分かったんですけど、後で資料として過去3年分の資料を頂けますか。

○埜田英伸副委員長 田口課長。

○田口泰三都市デザイン部都市政策室交通担当課長 交通担当課長の田口です。

この後、資料を提出させていただきます。

以上です。

○埜田英伸副委員長 小林委員。

○小林昌子委員 ありがとうございます。

以上で終わります。

○埜田英伸副委員長 他に質疑の発言はございませんか。

山本委員。

○山本秀明委員 山本です。

4点質問させていただきます。1点目、117ページ、人事制度整備事業に関連して、人事給与制度改革についてお聞きしたいと思います。2点目、123ページ、コミュニティ活動支援事業の町会連合会加入促進補助金についてお聞きします。3点目、129ページ、工事等契約事業、電子入札システム利用料についてお聞きします。最後、4点目が137ページ、デジ

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

タルサービスツール利用料、これについてお聞きしたいと思います。

まず、1点目の117ページ、人事制度整備事業に関連して、令和5年度に実施いたしました人事給与改革制度についてお聞きしたいと思います。

この改革は、国やほかの団体をはじめ、公務員は旧来、年功序列型の給与制度が浸透している中、職員の意識改革、そしてまた組織の活性化を図ることを目的といたしまして、能力・実績主義に転換する人事給与制度改革ということで私も認識し、これに向けての展開については以前から一般質問をずっとさせていただき、令和5年度には給与表、いわゆる重なり幅のない給与表の導入という改正もしていただいた中で、令和6年度から新たな制度が実施されているところなんですけども、導入された人事給与制度がどのように運用されているのかについて確認したいというふうに思います。

まず、総人件費ですね。そのときの議論でも申し上げていたんですけども、やっぱり将来的な財政負担も勘案して制度設計、これに当たっては総人件費をできるだけ増大しないようにということの意見も申し述べていたんですけども、その人件費はこれを実施するようになってどうなったのか、その点についてまずお示しいただきたいと思います。

○埴田英伸副委員長 奥人事課長。

○奥 信介市長公室人事課長 人事課長の奥です。

まず、人件費が上がる要因としましては、部長級から課長補佐級までの初号給の切上げや初任給水準の引上げ、管理職手当の増額などがございしますが、人件費が下がる要因といたしましては、3等級主任の廃止や係長級から次長級までの最高号給の切下げなどがございします。給料が切り下がる職員につきましては減給補償を実施しておりますことから、令和6年度につきましては約8,000万円程度増額してございしますが、この減給補償の影響は年々薄れていくため、将来的には制度改正前程度になると見込んでおります。

以上です。

○埴田英伸副委員長 山本委員。

○山本秀明委員 確認させていただきました。

制度導入に関しましては、日本一の初任給ということで話題になって、人件費のほうが非常に高くなっていくのかなというイメージもそれだけでは与えたというふうに思うんですけども、上げる部分、ほんで下げる部分、これをめり張りつけたということで、ただ、令和6年度については職員さんの減給補償という部分があるので約8,000万円ほど増額しているが、将来的には制度改革前と同じような人件費の水準になっていくということでのお答えをいた

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

だいたと思います。

ただ、従来よりなんですけれども、この制度というのは役職について給料を上げていくということで、従来よりも役職者、これを増加するようなことになってくれば人件費の高騰にもつながっていくというふうに思いますので、そのようなことがないように、しっかりと職員の適正配置に取り組んでいただきたいというふうに思います。特に、年齢が上がった職員をスタッフ職に昇格さすというようなことがあればせつかくの能力・実績給の人事給与制度が絵に描いた餅になってしまうと思いますので、その辺ですね。職員の適正配置、この辺についてはどのように考えておられるのか、その点をお示しいただきたいと思います。

○埴田英伸副委員長 奥課長。

○奥 信介市長公室人事課長 人事課長の奥です。

職員の昇格に当たりましては、能力、成果を優先するため人事評価結果による基準を設定いたしました。例えば係長級に昇格するには、32歳以上の職員を対象に直近2年間の人事評価の得点が70点以上で、そのどちらかで上位25%に入る必要があることとしております。この基準を適正に運用し、年功によらない公正・公平な昇格人事に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○埴田英伸副委員長 山本委員。

○山本秀明委員 お答えいただきました。基準を適正に運用して、年功によらない公正・公平な昇格人事ということでお答えいただいたんですけども、今いただいた答弁では32歳まで係長級に昇格できないということで、新卒から採用後の10年間は差がつかないことというふうになってくるんじゃないかなと思ってます。能力・成果主義を徹底するのであれば、優秀な職員さんについてはもう少しこの年齢制限を緩和して抜てきしていくことも検討すべきではないかというふうに思いますが、その点についてはいかがですか。

○埴田英伸副委員長 奥課長。

○奥 信介市長公室人事課長 人事課長の奥です。

現行制度におきます昇格条件の達成人数や若手職員の人事評価結果を勘案しまして検証を行い、今後検討していく必要があると考えております。

以上です。

○埴田英伸副委員長 山本委員。

○山本秀明委員 検討していく必要があるということでお答えいただきました。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

この人事給与制度については、職員さんの中でも賛否はあるところだというふうに思っております。成果についても、朝からの原委員の質問の中でもまだこれはすぐ出るものじゃないということでの話もあったんですけども、民間企業におきましては当然実力主義というのはこれ当たり前でありまして、公務員についてもその緊張感の中で切磋琢磨していただくことが、私は市民サービスの充実につながるんじゃないかなというふうにも思っております。

人事給与制度の成果を測るというのはなかなか難しいことだというふうに思いますが、やはり和泉市の未来に向けては大きな転換になる改革だというふうにも思いますので、運用面、特にやはりこれで大事なのは人事評価、公正・公平な人事評価も併せてやっていくということがやはり職員さんに納得してもらうためには必要だというふうに思っておりますので、その点につきましてもしっかりと取り組んでいただきますようお願い申し上げまして、1点目の質問は終わります。

次、123ページ、コミュニティ活動支援事業、18負担金補助及び交付金で、町会連合会加入促進補助金についてお伺いしたいと思います。

直近3年間の補助金の交付実績についてお示いただけますでしょうか。

○**埜田英伸副委員長** 大西公民協働推進担当課長。

○**大西美紀市長公室広報・協働推進室公民協働推進担当課長** 公民協働推進担当課長の**大西**です。

加入促進補助金には、町会、自治会の設立補助と未加入世帯が町会、自治会へ加入する際の補助の2種類の補助があります。

まず、町会等設立補助の実績についてですが、令和3年度はゼロ件、令和4年度は2団体、令和5年度は1団体に交付しております。

次に、未加入世帯への加入補助の実績ですが、令和3年度は44団体157世帯に、令和4年度は46団体142世帯に、令和5年度は53団体177世帯に交付しています。

以上です。

○**埜田英伸副委員長** 山本委員。

○**山本秀明委員** 交付実績についてお示いただきました。実績についてはそこそこあるのかなということなんですけども、この補助金の目的としましては、これはもう書いてますとおり、加入促進ということ、補助金ということで、目的は当然加入促進だというふうに思っております。

次にお聞きしたいのが、町会、自治会への加入率について、交付実績でお聞きした3年間

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

の推移と同様に最新の加入率3年間の推移についてお示しいただきたいと思います。

○埴田英伸副委員長 大西課長。

○大西美紀市長公室広報・協働推進室公民協働推進担当課長 公民協働推進担当課長の大西です。

町会、自治会への加入率の推移ですが、令和3年度が49.3%、令和4年度が47.4%、令和5年度が46%、最新の令和6年度については44.6%になっております。

なお、加入率の算出方法ですが、和泉市町会連合会に加盟している町会、自治会への4月1日現在の加入世帯数を、その年の3月末現在の住民基本台帳に記載されている全世帯数で除して算出しているものです。

以上になります。

○埴田英伸副委員長 山本委員。

○山本秀明委員 お聞かせいただきました。

加入促進の補助金、これでの実績は世帯数に渡したということで、その分は入っていただいているんだというふうに思うんですけど、この加入率については、今お示しいただいたとおり年々低下しているという状況です。

こういう状況に対して、加入率向上という観点でそのほかどのような対策を講じているのか、講じている対策があればその点についてお聞かせください。

○埴田英伸副委員長 大西課長。

○大西美紀市長公室広報・協働推進室公民協働推進担当課長 公民協働推進担当課長の大西です。

市では、町会、自治会への加入案内チラシを作成し和泉市への転入の際に配布しているほか、新たな宅地開発が行われる際には、開発業者に既存の町会、自治会への加入を促す案内や新規町会、自治会の設立に対する協力を依頼しています。

また、町会連合会においては令和2年から令和4年度まで町会・自治会活性化委員会を立ち上げており、町会の会員や会長、町会未加入者へのアンケートを実施してきました。令和5年度には、それらアンケート結果から町会、自治会における役員等の負担が共通の課題であることを確認し、最終的に持続可能な町会、自治会をめざすことを決定したところです。

今年度におきましては、役員等の負担の中身の抽出を行うとともに、町会連合会全体の改革を行うため、課題解決のための活動計画の策定、実践を行う町会・自治会改革検討委員会を立ち上げ、現在、活動計画の策定に向け協議しているところです。

以上です。

○埴田英伸副委員長 山本委員。

○山本秀明委員 加入促進についての取組ということでお示しいただきました。

活性化委員会を立ち上げてアンケートを実施した。そのアンケートの結果から、目標としなければならないのは役員等の負担、これが共通の課題であるということ、今後ですか、今もやってるんですかね。町会・自治会改革検討会議を立ち上げてるといことなんですけども、その課題である役員負担について協議してるといことなんですけども、現在協議中といことなんですけども、協議内容についてお示しいただけることがあればお示しいただきたいと思います。

○埴田英伸副委員長 大西課長。

○大西美紀市長公室広報・協働推進室公民協働推進担当課長 公民協働推進担当課長の大西です。

町会・自治会改革検討委員会においては、町会、自治会に対する市からの依頼事項等を抽出しましたので、今後、その依頼事項の精査について協議していくとともに、市と町会、自治会、また町会、自治会内でのやり取りの負担軽減を図る手段の一つとして、ICTの導入や活用についても協議していく予定になっております。

以上です。

○埴田英伸副委員長 山本委員。

○山本秀明委員 ありがとうございます。

今お答えいただきました。ICTに関する議論であるとか市役所からの依頼事項の精査については、町会、自治会の共通の課題である役員等の負担軽減につながる重要な内容であるというふうには思います。

さきの答弁にもあったとおり、最終的に持続可能な町会、自治会をめざすということで、やはり町会、自治会、これをやっていくには役員さんの負担を減らすであるとか、いわゆる伝達事項ですよね、ICTの活用といことなんですけども、うちらでも今、回覧板みたいに戻ってるんですけども、例えばそういうのでも、自治会の中でLINEとかもうちは立ち上がってるんですけど、そこでお知らせすることによってその代替になるということになるかといことなんですけども、その点についての取組といことは私も非常に重要だといことなんですけども、ただ、この議論によりまして町会、自治会への加入促進につながるというふうには、私はなかなかないんじゃないかなといことなんですけども、

おります。

よく町会、自治会の皆様からは、例えば広報紙の配布の負担であるとかいわゆる防犯灯の電気代の負担ですね。町会、自治会に未加入であっても広報はしっかりと届けられる、電気代も自治会からお金を出していかななくてもその受益を受けられるといった、そういう不公平感というものを感じてるという声も聞いてもおりますので、地域コミュニティの要でもある町会、自治会、住民自治、これは私はしっかりと維持していくことが重要やというふうに思っています。

その中で私は、必要なのは入会することに対するメリット、デメリット、入会しないことに対するデメリット、これが何なのかということをしかり精査する中で、やはり入ろうという人についてはメリットがなければなかなか入らないという部分もあります。ただ、その入るメリットを出すというのは、市のほうから町会のほうにすごい補助金を出して、補助金をもらってる町会の人だけがいいサービスを受けられると、なかなかこれも難しいというふうに思いますので、私は入らないことのデメリット、例えば広報紙の配布であるならば、これ、何か朝からの議論でもあったんですけども、いわゆる条例ではないですよ。何かの決まりの中で届けなあかんということなんですけども、いろいろ入ってない人は渡すけど取りに来てくださいとか、そういうデメリットの部分を出していかななくては、やっぱりなかなか私は入らない人の加入促進ということの動機づけにはならないというふうに思っておりますので、その辺については今後しっかりと精査していただいて、加入率アップとなる手段、これをしっかりと精査していただいて取り組んでいただきたいということを申し上げまして、この件については終わります。

次に、129ページ、工事等契約事業に電子入札システム利用料がありますが、このシステムが対象としている入札は何なのか、その点についてお示してください。

○埴田英伸副委員長 山下契約担当課長。

○山下 勝総務部契約検査室契約担当課長 契約担当課長の山下です。

電子入札システムは工事請負の入札で、市内、準市内業者が参加する指名競争入札を対象に令和4年4月から本市に導入いたしました。

なお、令和6年4月からは工事の設計等業務委託にも導入を開始しております。

以上です。

○埴田英伸副委員長 山本委員。

○山本秀明委員 ここに記載されてる電子入札システムについては工事請負や設計等業務委託

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

の入札で導入されてるということで、物品の調達の方では導入されていないということなんですけども、過去に私が一般質問でさせていただきました。令和5年の第2回定例会だったというふうに思うんですけども、物品調達の入札では入札の参加者が非常に減って行って、いわゆる競争力が落ちてきてるじゃないかというような指摘もさせていただいたというふうに思います。

そこで、1年ぐらいたつんですが、物品入札における過去3年間の参加者数の推移、1,000万円以上の案件で結構ですので、案件数と指名業者数、参加者数、それと辞退者数、これをお示しいただきたいと思います。

○埴田英伸副委員長 山下課長。

○山下 勝総務部契約検査室契約担当課長 契約担当課長の山下です。

過去3年間における予定価格1,000万円以上の案件についてお答えいたします。

令和5年度は、対象案件14件で指名業者数の平均が9.1者、うち参加業者数の平均が3.9者、辞退者数の平均が5.0者です。

令和4年度は、対象案件8件で指名業者数の平均が8.4者、うち参加業者数の平均が3.9者、辞退者数の平均が4.5者です。

令和3年度は、対象案件7件で指名業者数の平均が8.9者、うち参加業者数の平均が6.8者、辞退者数の平均が2.1者です。

以上です。

○埴田英伸副委員長 山本委員。

○山本秀明委員 ありがとうございます。予定価格1,000万円以上の案件の参加者数についてお示しいただいたんですけども、1年前に聞いたとき令和4年度までの数字でお聞きしたんですけど、令和5年度においても指名業者数が9.1業者してるんですけども、やはり辞退者が平均で5者出たということで3.9者、そやから令和4年度の参加者数と同じ数値ということになってきてるんですけども、この物品調達の競争入札の際の指名業者数、これについてはどのような基準があるのか、その点について改めてなんですけどお示しいただきたいと思います。

○埴田英伸副委員長 山下課長。

○山下 勝総務部契約検査室契約担当課長 契約担当課長の山下です。

和泉市物品購入等指名業者選定要綱に基づき、1,000万円以上の案件につきましては現在ではなるべく5者以上を指名することと規定しております。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

以上です。

○埜田英伸副委員長 山本委員。

○山本秀明委員 前に一般質問でもお聞きしたんですけども、一応和泉市物品購入等指名業者選定要綱、これに基づいて、1,000万円以上は現在ではなるべく5者以上を指名すると。それ以下は4者でしたですかね。ただ、この5者についても、以前の一般質問でも指摘させていただいたんですけど、以前は10者になってました。10者ということになってたんですけど、実態が10者もないということで、実態に合わせて5者に変えたということで、この点については本末転倒じゃないかというような議論も以前にさせていただきました。

令和5年度の実績でも平均9.1業者指名しているんですけども、一応この要綱は満たしているということなんですけども、入札参加業者となると3.9者と、これは令和4年度と同じような数になっていってる。これは入札の辞退者が多いということだと分析されるんですけども、その辞退してる理由についてどのように把握されてるのか、その点お示してください。

○埜田英伸副委員長 山下課長。

○山下 勝総務部契約検査室契約担当課長 契約担当課長の山下です。

辞退の理由として、調達先が見つからないといった理由のほかに、業務が多忙であることや当日入札に参加できないなどといった理由もあると分析しております。

以上です。

○埜田英伸副委員長 山本委員。

○山本秀明委員 ありがとうございます。辞退の理由、調達先が見つからなかったという理由のほかに、業務が多忙である、当日の入札に参加できないと。これ1年前にもお聞きしたんですけども、この手だてについて検討していくということでもおっしゃられていたというふうに思うんですけども、事業者の業務が多忙であることや当日に入札参加ができないといったことを解消し、少しでも辞退を減らす方法として、現在工事入札で実施している電子入札を導入して事業者の軽減を減らすことということも考えられるというふうに思うんですけど、この点について市の見解をお示しいただきたいと思います。

○埜田英伸副委員長 山下課長。

○山下 勝総務部契約検査室契約担当課長 契約担当課長の山下です。

電子入札では、入札のために来庁してもらう必要がなく、業者の負担軽減につながり、入札参加数の増加に一定の効果があると考えております。

ただ、物品の調達について直ちに電子入札に移行するには、システムの運用方法の検討や

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

事業者への周知に時間を要することから、まずは来年度から郵便入札の導入を行う予定であり、それとともに電子入札導入の周知を図るなどしまして、電子入札導入につなげていきたいと考えております。

以上です。

○**埜田英伸副委員長** 山本委員。

○**山本秀明委員** ありがとうございます。物品の電子入札導入については検討していただいているということでお答えいただきましたので、よろしく願いいたします。

それと、入札参加数を確保するため、これは競争力を担保するためということなんですけれども、辞退者を減らす取組、このほかに登録業者数を増加させる努力、これも必要ではないかというふうに考えています。事業者への働きかけ、現行制度の見直しで予定しているようなものがあればお示しいただきたいと思います。

○**埜田英伸副委員長** 山下課長。

○**山下 勝総務部契約検査室契約担当課長** 契約担当課長の山下です。

登録事業者数を増やすための取組として、和泉商工会議所を通じて本市登録業者の申請を行っていただくよう案内をさせていただきました結果、令和6、7年度の物品の登録業者では2年前と比較して13者の増加で851者となりましたが、市内業者が3者減、準市内業者が4者減で、市外業者は20者増となりました。これ以上の地元登録業者の新規獲得は困難と考えました。

そこで、物品調達業者登録について、現在は事業者1者に対して大分類1項目のみ登録が可能となっておりますが、次回、令和8、9年度の物品業者登録においては複数項目を登録できるようにし、事業者が入札に参加可能となる案件を増やせるよう見直しを行う予定となっております。

以上です。

○**埜田英伸副委員長** 山本委員。

○**山本秀明委員** ありがとうございます。

1年前ですか、指摘させていただいたんですけど、この点についても御検討いただいたみたいで、ただ、業者数については市内業者も限界があるということで、もう増やすのはなかなか難しいという中で、普通は1項目を1つの業者で何個か登録できるようにするという取組を進めていくというお答えやったんですけど、これはこれで効果が出てくるんじゃないかなというふうにも思っておりますので、しっかりと取り組んでいただいて、やはり入札という

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

部分におきましては競争性の担保というのが必要ということになってこようかと思しますので、しっかりと取り組んでいただきますようお願いいたしまして、この質問を終わります。

次に、137ページ、I T活用推進事業の11役務費、デジタルサービスツール利用料として319万円が支出されていますが、この利用料の内容について教えてください。

○**埜田英伸副委員長** 赤松 I T活用推進担当課長。

○**赤松宏紀市長公室政策企画室 I T活用推進担当課長** I T活用推進担当課長の赤松です。

デジタルサービスツール利用料については、市民の利便性向上のため、行政サービスの手続をスマートフォンやパソコンからウェブ上の入力フォームで行うことができるオンライン申請に係るシステム利用料として支出したものです。

以上です。

○**埜田英伸副委員長** 山本委員。

○**山本秀明委員** ありがとうございます。市民の利便性向上としてオンライン申請の取組を取り入れていただいているということについては理解いたしました。

それでは、オンライン申請の拡充に関する取組状況についてお示しいただけますでしょうか。

○**埜田英伸副委員長** 赤松課長。

○**赤松宏紀市長公室政策企画室 I T活用推進担当課長** I T活用推進担当課長の赤松です。

オンライン申請の取組状況については、新型コロナウイルスワクチン接種予約や就学援助費受給申請、国民健康保険の資格喪失届など、令和5年度末時点で89業務についてオンライン申請サービスを展開しております。

以上です。

○**埜田英伸副委員長** 山本委員。

○**山本秀明委員** オンラインの申請サービスの拡充ということでお示しいただきました。私も大分便利になってきたなというふうにも感じております。

それでは、市役所に来庁された方へデジタル化による利便性向上の取組として、来庁者が申請書に記入せずに行政サービスを行ういわゆる書かない窓口、この取組について、令和5年第4回定例会の一般質問で導入するようというところで要望させていただいて、市長の御英断もあってすぐ令和6年度当初予算に予算化され、現在、令和6年度で取り組まれているというふうに思うんですけども、その財源と本市における取組状況についてお示しいただけますでしょうか。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

○埜田英伸副委員長 赤松課長。

○赤松宏紀市長公室政策企画室 I T 活用推進担当課長 I T 活用推進担当課長の赤松です。

まず、財源についてですが、国の補助金を活用しておりまして、2分の1の補助を予定しております。

次に、本市における書かない窓口の取組については、令和7年1月下旬の開始をめざして現在構築作業等を進めているところです。この書かない窓口システムの導入により、市民室窓口における各種証明書の発行について、来庁者が申請書に記載することなく、マイナンバーカードや免許証等の提示や必要な聞き取りにより証明書の発行を可能とするほか、住民移動の際には関連する申請書をシステムにて作成することで、氏名、住所、生年月日等を複数部署で何度も記載する必要がないようにするものです。

以上です。

○埜田英伸副委員長 山本委員。

○山本秀明委員 書かない窓口の取組についてお示しいただきました。免許証かマイナンバーを窓口を持って行ってこれ申請したいんや言うたら、もうそれで何もせんでも出してもらえんというサービスですね。稼働については令和7年、来年の1月下旬の稼働に向けて進めているということで、この取組についてもしっかりと進めていただくようお願いしたいと思います。

次に、市のDX推進についてももう少し確認させていただきたいというふうに思うんですけども、令和5年第4回定例会の一般質問でも申し上げさせていただいたんですけども、DXというのは単なるデジタル化、IT化ではなく、目的は業務や組織の変革であり、推進していくためには積極的な業務プロセスの変更なども必要と述べさせていただいております。

そのときに市では、それはやっていくんだと、そのために前段階で必要な取組として、事務処理を一連で可能とするいわゆるフルデジタル化、これに取り組みなくてはならないんだと、そして子育て、障がい福祉、高齢者福祉の分野で今年度より進めていくんだというお答えだったというふうに思うんですけども、そのフルデジタル化に向けた取組について、現在の進捗状況をお示しいただけますでしょうか。

○埜田英伸副委員長 赤松課長。

○赤松宏紀市長公室政策企画室 I T 活用推進担当課長 I T 活用推進担当課長の赤松です。

申請、審査、給付といった事務の流れを一連の処理で可能とするフルデジタル化の取組については、子育て、障がい福祉、高齢者福祉分野から令和6年度に業務調査、業務分析を実

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

施した上で全体計画書の作成、令和7年度に実装に向けた仕様書等の作成、令和8年度に必要なデジタルツール等の実装を行う予定です。

以上です。

○埴田英伸副委員長 山本委員。

○山本秀明委員 フルデジタル化に向けての進捗状況、取組状況についてはお示しいただきました。令和8年度には必要なデジタルツール等の実装を行う予定であるということでお示しいただいたんですけども、それはそれでしっかりと進めていただきたいと思います。

先ほども申し上げましたが、DXを推進する上で重要なことは業務効率の向上や市民の利便性の向上といった目的や効果を明確に定めること、そのために必要ならば組織フォーメーションや業務プロセス、この変更なども積極に行うのがDX。単なるIT化と違うということでもあります。

それで、先ほど申しました書かない窓口であるとかフルデジタル化などのDXの取組、市で行ってるこの取組により、職員さんの業務効率の向上にどのような効果があるのか、また、その効果検証を踏まえた中で業務プロセスや組織フォーメーションの変更に向けどのように取り組んでいくかについて、最後、お示しいただきたいと思います。

○埴田英伸副委員長 赤松課長。

○赤松宏紀市長公室政策企画室IT活用推進担当課長 IT活用推進担当課長の赤松です。

書かない窓口システムやフルデジタル化などのDXの取組により、定型的な入力、形式的な審査、証明書等発行などの処理作業を自動化するほか、申請の段階からデジタルで入力することによる確認作業の効率化などにより、職員の負担軽減につなげていく予定です。

また、フルデジタル化における子育てなどの分野での取組に効果があるものについては、順次そのほかの分野に展開をしていく予定です。

なお、現時点では削減できる職員の業務時間数の分析などはできていませんが、今後、デジタルでできることはデジタルで行い、職員しかできないような業務に注力できる環境づくりや時間外勤務の削減につなげていくなど、業務プロセスの見直しを進めていきたいと考えています。

以上です。

○埴田英伸副委員長 山本委員。

○山本秀明委員 今後のDXということについての取組についてお示しいただきました。

現時点では削減できる職員の業務時間数の分析などはまだ行われていないということで、

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

時間外勤務の削減につなげる、当然それはもうなっていくというふうに、多額の資金を投入してデジタル化してるわけですから、それはもうそれで当然なってくる。ただ、それはただのIT化ということであって、その中で業務プロセス、市民サービスにおける新たなサービスの構築であるとか組織内の職員さんの業務時間が減ることによって組織のフォーメーションを変えていくとか、そういう部分も今後しっかり考えて検討していただいて実施していただけますようお願い申し上げまして、質問を終わります。

以上です。

○埜田英伸副委員長 他に質疑の発言はございませんか。

森委員。

○森 久住委員 ありがとうございます。2点質問させていただきます。

まず、1点目は人材育成事業の報償費の職員研修講師謝礼、2点目につきましては137ページ、情報化推進事業の基幹系システム再構築委託料の2点についてお聞きしたいと思います。

まず初めに、1点目ですが、職員研修講師謝礼157万7,219円ですね。これ、どのような研修を実施したのか、また実績についてもお聞きしたいと思います。

○埜田英伸副委員長 奥人事課長。

○奥 信介市長公室人事課長 人事課長の奥です。

令和5年度は、新規採用職員に向けたビジネスマナー研修や、課長などそれぞれの職階に求められる職階別のマネジメント研修、そのほか、全職員を対象としたメンタルヘルス研修やハラスメント防止研修など、合計で10件の研修を実施しました。

以上です。

○埜田英伸副委員長 森委員。

○森 久住委員 ありがとうございます。ハラスメント防止研修を実施したということですが、ハラスメントについてはパワハラとかセクシュアルハラスメント、いろいろなハラスメントがあるというふうに思うわけですが、令和5年度はどのようなハラスメント防止研修を実施したのか、少し詳細をお聞きしたいと思います。また、対象者が誰かとか併せてお聞きしたいと思います。

もう一点、令和4年度の研修内容についてもお聞きしたいと思います。

○埜田英伸副委員長 奥課長。

○奥 信介市長公室人事課長 人事課長の奥です。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

令和5年度につきましては、係長級以上の職員を対象として、ハラスメント対策の重要性やセクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティーハラスメントに関する基礎知識の習得、対応方法などを学ぶ研修を実施いたしました。

また、令和4年度におきましても、基本的には令和5年度と同様の内容で研修を実施しております。

以上です。

○埜田英伸副委員長 森委員。

○森 久往委員 ありがとうございます。ハラスメント対策の研修を実施しているということが分かったわけですが、最近ではカスタマーハラスメント、これがニュースで取り上げられる、そういうような場面があるわけですが、職員さんからもカスタマーハラスメントで被害を受けたと、そういうお話、相談もございました。悪質なクレームから職員を守る必要があるというふうに強く思っております。

カスタマーハラスメント対策として、研修を含めて何か取り組まれていることはあるのかをお聞きします。

○埜田英伸副委員長 奥課長。

○奥 信介市長公室人事課長 人事課長の奥です。

カスタマーハラスメント対策といたしましては、令和6年3月に不当要求に対する対応方法や判断基準を示した不当要求対応マニュアルを作成し、職員に周知をいたしました。また、職員の名札について、令和6年4月から顔写真やフルネームの表記をなくし、部署名と名字だけの名札に変更いたしました。

なお、カスタマーハラスメントに関する研修は実施しておりません。

以上です。

○埜田英伸副委員長 森委員。

○森 久往委員 ありがとうございます。対応マニュアルの周知とか名札の見直しなど対応していただいているというふうにお答えいただけたわけですが、市の職員さんが市民さんに丁重な説明をしてても、カスタマーハラスメントの知識がないためにカスタマーハラスメントへやっぱり発展していくと。そして少し気になることは、そういう場合に上司がそれを補完できるというか、対応できるような場面が少なくなってるんじゃないかなというふうに非常に思います、この頃ね。

だから、基本的な対応、まず管理職、係長、それだけではなくて、市民さんと接する職員

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

さんではない係員さんも含め、全職員が基本的な知識や対応、その方法を習得できる研修を実施すべきというふうに強く思っております。実はそのことが市民サービス向上に大きく関わるといふふうに認識しておりますので、対応を進めていただきたいと思いますというふうに思います。ありがとうございます。

2点目なのですが、137ページ、基幹系システム再構築委託料として1,279万3,660円が計上されているわけですが、この委託料の内容についてお聞きしたいと思います。

○埴田英伸副委員長 赤松 I T活用推進担当課長。

○赤松宏紀市長公室政策企画室 I T活用推進担当課長 I T活用推進担当課長の赤松です。

住民基本台帳や市税などの基幹系業務移譲業務について、国より令和7年度末までに国の標準化基準に適合したシステムに移行するように示されているものですが、そのうち包括システム発注可能な9業務についてシステム更新と併せた標準化対応を行うべく、令和5年9月に業者選定を実施しました。本委託料は、令和7年度までの再構築委託料のうち令和5年度分として支出したものです。

以上です。

○埴田英伸副委員長 森委員。

○森 久往委員 ありがとうございます。住民基本台帳や市税などの基幹系業務のうち9業務については令和5年度から取り組んでいただいていると、そういうことは分かりました。

その業務選定の方法、そして結果について教えていただきたいと思います。

○埴田英伸副委員長 赤松課長。

○赤松宏紀市長公室政策企画室 I T活用推進担当課長 I T活用推進担当課長の赤松です。

業者選定についてはプロポーザル方式にて行い、2者参加いただきましたが、書類審査が主となる第1次審査、プレゼンテーションが主となる第2次審査及び価格点審査のいずれにおいても獲得点数が最も高い結果となりました日本電子計算株式会社と契約しております。

また、契約金額は、予定価格9億円に対し、構築費用及び5年間の運用経費の合計で税込み4億9,060万円となっております。

以上です。

○埴田英伸副委員長 森委員。

○森 久往委員 ありがとうございます。

全国的に現行業者にて標準化対応を行う自治体が増えてると。それは、システムエンジニアが全国的に不足しているということからも、現行業者による対応も困難な自治体が出てき

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

てるというふうに聞いております。このような中で、本市ではシステム更新と併せて早期にプロポーザル方式を実施して、そして特に価格については競争性を図りながら、着実に標準化に向けた対応を進めているなどというふうに思っております。

そして、包括的発注を行った9業務以外、残りの11業務について、標準化対応に向けた取組状況についてお聞きしたいと思います。

○埜田英伸副委員長 赤松課長。

○赤松宏紀市長公室政策企画室 I T 活用推進担当課長 I T 活用推進担当課長の赤松です。

残りの11業務の標準化対応については、そのうち8業務においては現行業者による構築を基本とし、令和6年度から取り組んでいるところです。それ以外の3業務については、障がい福祉業務においては現行業者による対応が見込めなくなったことからプロポーザル方式により選定し、別の事業者にて令和7年度末までに対応することが決定しております。また、介護保険業務及び保育業務においては、現行業者が本市も含め現行システムを契約中の全自治体において令和7年度末までの対応が困難なことから、デジタル庁より移行困難システムとして現行システムを期限延長して利用可能となる旨、決定しております。

以上です。

○埜田英伸副委員長 森委員。

○森 久往委員 ありがとうございます。残る11業務の状況についても今のお話で分かりました。基本的には標準化対応の構築に取り組んでいってるなどというふうに理解をしております。

介護保険業務及び保育業務においては、現行事業者が移行の対応ができないということが多い中、デジタル庁からも令和7年度までに標準化対応できない、その旨の決定がなされているということです。

それでは、そのことによる市民への影響はないか、その部分をお聞きしたいと思います。

○埜田英伸副委員長 赤松課長。

○赤松宏紀市長公室政策企画室 I T 活用推進担当課長 I T 活用推進担当課長の赤松です。

介護保険業務及び保育業務においては、令和8年度以降も標準化前の現行システムにてこれまでと同様に運用を継続し、法改正等への対応も行っていくことから、市民への影響はありません。

以上です。

○埜田英伸副委員長 森委員。

○森 久往委員 ありがとうございます。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

最後に、意見だけ述べさせていただこうと思います。

一部の業務における標準化への対応は令和8年度以降となるものと、業務に支障を及ぼす可能性はないことというふうに今の答弁から理解しました。

基幹業務のシステム標準化は、全国地方自治体が個々にシステム開発をすることではなく、業務システムを共通化することで効率化を図ろうとする取組だというふうに認識しております。国や事業者による遅れなど懸念事項もあろうかというふうに思いますが、市民サービスを落とさないということで、引き続き、業務に支障を及ぼさないよう取り組んでいただきたいと思いますというふうに思います。よろしく願いいたします。

以上です。

○埜田英伸副委員長 他に質疑の発言はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

他に質疑ないものと認め、第1款議会費、第2款総務費の質疑を終了いたします。



◎延会宣告

○埜田英伸副委員長 お諮りいたします。

本日はこれにて延会したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

なお、明日も引き続き委員会を開催いたしますので、定刻御参集願います。

それでは、本日はこれにて延会いたします。

(午後2時29分延会)



会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

委員長 飯 阪 光 典